

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和元年 12 月 17 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 3 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 監査委員事務局長 ほか関係理事者 (選挙管理委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申し出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「第 2 期小樽市総合戦略の策定について」

○（総務）企画政策室木島主幹

第 2 期小樽市総合戦略の策定期間について、報告させていただきます。

第 3 回定例会の当委員会において、年度末までに策定したい旨報告いたしました。3 カ月延伸し、令和 2 年 7 月をめどとして策定したいと考えております。理由といたしましては、地方版総合戦略は国のものを勘案し策定することとされておりますが、国の第 2 期総合戦略において、SDG s などの横断的な目標が掲げられる見込みであり、これを参考としたいこと、また、産官学金労言で構成される人口対策会議において重点事項の位置づけについて御意見もいただいていることから、これらの選定などについて時間を要するためでございます。

今後のスケジュールにつきましては、3 月までに素案を策定し当委員会にお示しするほか、パブリックコメントを行い、修正の後、6 月末に決定したいと考えております。

なお、国からは切れ目のない地方創生に対する取り組みが求められておりますので、現行の総合戦略の計画期間を延長することで対応いたしたいと考えております。

○委員長

「学校跡利用の状況について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

学校跡利用の状況につきまして、資料に基づいて報告いたします。

学校跡利用を検討している施設のうち、旧塩谷中学校、旧末広中学校及び旧北山中学校につきましては、民間事業者の施設活用のニーズを探るためにサウンディング型市場調査を実施したところです。本調査につきましては、資料の 3 にありますとおり、本年 7 月 16 日から 9 月 20 日にかけて事業者宛て募集をいたしましたが、参加事業者はいらっしゃいませんでした。

今後につきましては、資料の 5 にありますとおり、引き続き今年度末まで随時提案を受け付けることとし、その結果を踏まえて来年度に跡利用方針案の策定を目指したいと考えております。

○委員長

「第 7 次小樽市総合計画の策定について」

「国土強靱化地域計画の策定について」

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、第 7 次小樽市総合計画の策定について報告いたします。

10 月 21 日付で基本計画を策定し、平成 30 年第 4 回定例会で議決いただいた基本構想とあわせて、第 7 次小樽市総合計画の策定が完了いたしました。基本計画は各議員に 10 月 28 日付で配付したところですが、現在、計画全体をまとめた冊子版及び概要版の作成を行っているところであり、来年 2 月ごろをめどにホームページに掲載するとともに、市民関係団体等に配布予定です。なお、市民向けには概要版を新聞折り込みで配布いたします。

続きまして、国土強靱化地域計画の策定についてです。このたび計画の策定に着手しましたので、資料に沿って報告いたします。

国土強靱化地域計画とは、国土強靱化基本法に基づく地域における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。この計画は資料の図の左上の囲みにあるように、「平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画」であり、右側の地域防災計画と重なる部分もありますが、発災前の対策を幅広く掲載するものとなります。

策定体制については、国のガイドラインなどにより計画の構成がおおむね定められ、検討事項は限られること、令和 3 年度に予定される国土強靱化予算の要件化に対応するため、令和 2 年中には策定する必要があると考えられることから、速やかな合意形成を重視した策定体制といたします。具体的には、図のように庁内の策定会議にてアドバイザーの意見を聞きながら策定することとし、事務局は企画政策室と災害対策室が務めます。

スケジュールについては、今年度は現行の強靱化関連の施策等の洗い出し、策定体制の構築、検討用のたたき台の作成を行い、令和 2 年度は策定会議を開催して内容を詰めていき、8 月までに素案策定、パブリックコメントの後、11 月までに策定する予定です。

○委員長

「令和元年第 3 回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室高山主幹

令和元年第 3 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 11 月 20 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案の 2 件が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。また、報告として、平成 30 年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件が報告され、認定されました。

○委員長

「避難所開設訓練アンケート結果について」

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所開設訓練アンケート結果について、報告いたします。

本訓練は、平成 30 年 3 月に小樽市校長会の協力をいただき策定いたしました避難所運営マニュアルに基づき、令和元年 11 月 2 日土曜日、教育委員会庁舎体育館において、災害対策室職員と入船地区連合町会住民が訓練実施者となり、地震発生から避難所開設までの活動要領を想定し、その一案として行ったものです。

避難所開設訓練アンケートは、訓練終了後、参加いただいた入船地区連合町会の皆さんからの意見のほか、参観していただきました議員の皆様と市職員の計 86 名にアンケート調査票を送付し、回答をいただいております。

アンケート集計結果については資料に記載のとおりとなっておりますが、「設問 1 訓練の目的や内容は、理解できましたか。」の設問に対しては、「理解できた」が 21 名、「ある程度理解できた」が 7 名、「理解できなかった」が 1 名となっており、理解できなかった理由としましては、「職員の手順確認であれば、市民は不要である。」との御意見でした。

次に、「設問 2 訓練の実施方法（実施要領・時間配分等）は、どう思いましたか。」の設問に対しては、「適当」が 10 名、「ある程度適当」が 17 名、「適当ではない」が 2 名となっており、適当ではなかった理由としまし

ては、「予定したタイムテーブルよりかなり早く終わってしまったので、次回は見直しが必要である。」などの意見でした。

次に、「設問 3 訓練の参加や参観は、今後の災害時における行動の参考となりましたか。」の設問に対しては、「参考となった」が 16 名、「ある程度参考となった」が 13 名との回答でした。

次に、「設問 4 職員を対象とした訓練の場合、この度の訓練のような展示型訓練と実施形式の参加型訓練では、どちらが有効と考えますか。」の設問に対しては、「展示型」がゼロ名、「参加型」が 7 名、「どちらも有効」が 22 名との回答でした。

次に、「設問 5 今後避難所開設や運営の訓練を検討していますが、訓練に参加してみたいと考えますか。」の設問に対しては、「参加したい」が 23 名、「参観であれば可能」が 5 名、「無回答」が 1 名との回答でした。

次に、「設問 6 今後の訓練のあり方や希望する訓練があれば」についての意見としましては、「各避難所において、継続的な訓練を実施する。」こと、「災害発生から、災害対策本部設置を経て、避難所開設、対策本部からの指示等、一連の対応訓練を実施する。」ことなどの意見をいただいております。

また、その他、御意見・御質問の一例としましては、「避難所開設に伴うマニュアルや質疑応答集などを作成する。」こと、「開設職員の装備（ヘルメット、安全靴など）を充実させる。」こと、また、「より実践的（冬季間や停電対応など）な訓練も必要と考える。」など多様な意見を頂戴し、来年度以降実施する訓練の参考とするとともに、避難所運営マニュアルの修正等に活用したいと考えております。

○委員長

「就学指定校変更の基準について」

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

就学指定校変更の基準について、報告いたします。

本件は、菁園中学校において、就学指定校変更により、学校施設の許容範囲を超える入学希望者が想定されたため、平成 27 年度から当分の間の目安として 5 年間、同校への就学指定校変更について一部の変更理由を適用除外としているものです。

資料の表 1 は、現在の小樽市における就学指定校変更の基準を示したもので、網掛け部分が菁園中学校への就学指定校変更について制限を設けているものでございます。

2 ページ目をごらんください。菁園中学校における平成 26 年度以降の生徒数等の推移は表 2 のとおりでございます。

続いて、教室の現在の使用状況でございますが、普通学級として使用している教室が各学年 3 学級の 9 教室、習熟度別授業やグループ学習を実施する際に使用する多目的教室が各学年一つずつの 3 教室、合計 12 教室を使用しております。

続いて、令和 2 年度の入学数等でございますが、ことし 10 月 1 日時点における現在の制限を継続した場合の見込みを示したものが表 3 でございます。校区内に 71 名、校区外からは 10 名程度、合計で 1 年生が 81 名となり、普通学級数は全体で 9 と見込んでおります。

菁園中学校における普通学級の許容範囲ですが、現在普通学級として使用する教室のほか、習熟度別授業等で多目的教室を使用しており、さらにほかに普通学級として使用できる教室がないことから、許容範囲は現在の普通学級数の 9 であると言えます、菁園中学校への就学指定校変更の制限を解除した場合、同校の普通学級の許容範囲である 9 を超える入学希望者が出てくるのが想定されます。これらのことから、就学指定校変更の基準における菁園中学校への就学指定校変更については、令和 2 年度以降においても当分の間制限を継続するもので、今後は生徒数の推移を確認しながら別途検討してまいります。

本件につきましては、来年度の中学校入学予定者の保護者に向けて、在籍する小学校を通して周知文書を配布す

るとともに、市のホームページに掲載するなど周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

「朝里小学校と豊倉小学校の統合について」

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

朝里小学校と豊倉小学校の統合について、令和元年第 3 回定例会以降の状況について報告いたします。

資料をごらんください。統合協議会関係ですが、11 月 27 日の第 3 回統合協議会では、新しい学校づくりについて、統合校の学校教育目標や特色ある学校づくりの参考とするため、両校の児童や保護者、地域を対象に行ったアンケートの集計結果について説明があり、その後、この集計結果をもとに正副会長で作成した統合校の教育目標とランドデザインの案について協議を行い、了承されました。

次に、通学路の安全対策については、10 月 23 日に実施した現豊倉小学校校区からの通学路の点検について報告があり、今後、冬季の状況を確認するため、降雪期に 2 回目の点検を行い、その結果をもとに協議を行うことといたしました。

次に、児童の事前交流については、12 月 6 日に豊倉小学校で交流学习を行う旨報告がありました。

なお、豊倉小学校については令和 2 年 3 月末で閉校することから、同年 2 月 29 日金曜日の午前 10 時から閉校式を挙行することとしております。

○委員長

「小樽市教育推進計画（案）について」

○（教育）教育総務課長

小樽市教育推進計画（案）について、報告いたします。

第 3 回定例会総務常任委員会でも本計画の概要について報告いたしましたが、このたび計画案ができましたので改めて説明いたします。

説明資料をごらんください。本計画は、これまで個別に策定されていた「小樽市学校教育推進計画～23 の指針～」と「小樽市社会教育推進計画」を一本化し、教育施策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的に、学校教育と社会教育の包括的な計画として策定するものです。

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定する本市の教育推進計画であるとともに、第 7 次小樽市総合計画の教育部門に関する個別計画として位置づけており、令和元年度から令和 10 年度までを計画期間とし、策定 5 年後に計画の進捗状況、効果を検証し、見直しを行います。

また、本計画の基本理念を「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」とし、基本理念の実現に向けた八つの目標を定め、各目標に対応する 32 項目の施策を設定し、具体的な取り組みや達成目標を掲載しております。

計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、PDCAサイクルの考えに基づき、次年度以降の取り組みに反映させてまいります。

なお、11 月 11 日から 12 月 10 日までパブリックコメントを実施し、あわせて教育関連の各審議会委員や各小・中学校へ意見照会を行ったところであり、現在御意見に対する教育委員会の考え方について整理しているところであります。

委員の皆様には、先月計画案を配付したところがございますが、本日御意見がございましたら頂戴したいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、12 月 26 日の教育委員会定例会において計画を決定し、3 月に開かれる令和 2 年第 1 回定例会総務常任委員会において計画決定について報告したいと考えております。

○委員長

「学校施設の耐震診断結果について」

○（教育）施設管理課長

今年度実施いたしました学校施設の耐震診断結果について、資料に基づき報告いたします。

最初に、中段より下の I s 値をごらんください。I s 値とは、構造耐震指標のことを言いまして、建築物の耐震性能を数値化したものになります。I s 値は大きいほど耐震性が高いことをあらわし、文部科学省では I s 値 0.7 未満の学校施設について、耐震補強の必要があるとしております。

下段の平面図の色がついている部分が今回耐震診断を実施した棟になります。それでは上段の表をごらんください。

まず、塩谷小学校の校舎です。I s 値は表の右端に記載してある数値になりまして、0.26 という結果でした。なお、塩谷小学校の右側の校舎と屋内運動場、平面図で言いますと、色がついていない部分は新耐震基準での建築のため耐震診断を必要としない棟になります。

次に、桂岡小学校の屋内運動場の I s 値につきましては、0.63 という結果でした。

今年度実施した耐震診断の結果は以上になります。

また、参考のところに、平成 27 年度に実施いたしました桂岡小学校校舎の耐震診断結果を載せてあります。桂岡小学校の校舎の I s 値は 0.22 という結果でした。

以上のことから診断を実施した施設の I s 値はいずれも 0.7 未満となりますので、耐震補強が必要という結果になっております。

○委員長

「令和 2 年度からの西陵中学校の学校給食について」

○（教育）学校給食センター副所長

令和 2 年度からの西陵中学校の学校給食について、資料に基づき説明いたします。

令和 2 年 4 月から、単独調理校である西陵中学校の給食を学校給食センターから提供することに決定いたしました。初めに、学校給食センターから提供する主な理由ですが、西陵中学校は冬期間における給食配送車での配送が困難であったため自校調理で給食を提供してきましたが、現在の給食配送車は四輪駆動で性能も上がり、冬期間の配送に支障はなくなったこと。昨年、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合が見直しとなり、当分の間西陵中学校は現校舎で存続することとなりましたが、西陵中学校の給食調理室は建築後 37 年が経過し、調理設備の老朽化が進み機械類の故障のリスクも高まってきていること。また、調理室の維持には調理委託料も含め年間約 900 万円以上の経費がかかっていますが、現在のセンターの供給能力では新たな経費が発生することなく西陵中学校分の 200 食を供給することができること。

次に、メニュー面でのメリット、デメリットについてですが、メリットとしては最新の設備で万全な衛生管理のもと調理された給食を提供できること。焼き物、蒸し物など、これまでできなかったメニューを提供できること、これまで西陵中学校のみ対応できなかった卵アレルギーを持つ生徒への卵アレルギー対応食を提供できるようになること。デメリットとしては、センターから配送するため、汁物などの温食については多少温度が低くなるが、影響をできるだけ少なくするため、他の小・中学校と同様に保温食缶や保温バットを使い配送すること。

保護者への周知文書の配布及び意見・要望の集約については、10 月 25 日に学校を通じて保護者へセンター化について検討している旨のお知らせ文書を配布し、11 月 1 日までにセンター化に対する意見・要望を提出するようお願いした結果、全保護者 180 世帯のうち 24 名から提出がありました。内訳は、「賛成」15 名、「特に意見なし」2 名、「仕方がない」6 名、「反対」1 名でした。

次に、保護者説明会の開催については、11 月 21 日 18 時から西陵中学校にて開催の予定でしたが、当日、参加者

はありませんでした。

24 名の保護者から意見・要望等をいただきましたが、反対は 1 名であったこと、また、保護者説明会には参加者がなかったことから、教育委員会の提案したセンター化の理由やメリットについておおむね理解が得られたものと判断し、教育委員会第 11 回定例会において、令和 2 年度からセンター化を実施することを決定しました。

なお、今後はセンター化に当たり、冬期間の配送に対する不安や配送時の安全運行への配慮などの要望があった点について、関係部署や事業者とも連携を図り、実施に万全を期すものとします。

○委員長

「第 2 次小樽市文化芸術振興基本計画（案）について」

○（教育）生涯学習課長

第 2 次小樽市文化芸術振興基本計画について、報告いたします。

資料をごらんください。この基本計画策定の背景ですが、平成 18 年 3 月に制定された、小樽市文化芸術振興条例第 7 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであります。

第 1 次基本計画は、平成 20 年度から 30 年度を計画期間としておりましたが、文化・芸術はそれだけの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流など幅広い関連分野と連携することが求められているということで、平成 29 年に文化芸術基本法の一部を改正する法律が施行され、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改められました。このような背景から、第 1 次基本計画の内容を引き継ぐとともに、法改正の趣旨を踏まえ、第 2 次小樽市文化芸術振興基本計画の案を策定したところでございます。

次に、計画の位置づけと計画期間については、本計画は第 7 次小樽市総合計画を上位計画とし、小樽市文化芸術振興条例に係る施策の方向性を定めるものとして位置づけております。また、計画の期間は令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間とし、第 7 次総合計画の見直しの時期に合わせ計画の成果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

次に、基本計画の構成については、この計画は主に理念的なものを示している内容となっており、芸術文化振興条例に基づく計画ですので、第 1 次と第 2 次で構成を大きく変えてはおりません。条例第 2 条に基づき基本理念を、条例第 6 条に基づき基本方針を、第 7 条に基づき基本項目をそれぞれ設定しておりますが、条例上の文言や内容との整合性を図るよう見直しを行っております。条例第 7 条に基づく七つの基本項目については、資料 1 ページの下端に記載したとおりでございます。

次に、資料の裏面、2 ページをごらんください。主な変更点については、こちらに記載しておりますように、社会情勢の変化や法改正に対応するための内容の見直し、条例の条文に合わせた記載内容の移動、文言の整理などを行っております。

最後に、計画案検討の経過と今後のスケジュールについては、条例上意見を聞くこととなっている文化芸術審議会のほか、教育委員や社会教育委員からの意見も集約し、それらを反映させたものを計画案として、去る 11 月 29 日の文化芸術審議会において委員に示し、協議を行ったところでございます。

また、この計画案については、12 月 23 日より市民の皆様の御意見を反映させるためのパブリックコメントを実施する予定となっております。1 月下旬の文化芸術審議会で最終案を審議し、市長決裁を経て決定する予定でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 25 号について」

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

議案第 25 号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

この条例案は、令和 2 年 4 月 1 日の朝里小学校と豊倉小学校の統合に際し、小樽市立豊倉小学校を廃止するため、本条例の別表（1）の改正を行うとともに、令和 2 年 4 月 1 日に松ヶ枝中学校が旧最上小学校の位置に移転するため、本条例の別表（2）の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第 33 号について」

○酒井委員

議案第 33 号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

国連総会は 12 月 12 日、軍縮問題に関する決議の採決を行い、核兵器禁止条約の批准を加盟国に求める決議が 123 カ国の賛成で採択されました。昨年に続き、加盟国の約 3 分の 2 の圧倒的多数の意思が示されました。しかし、日本政府は核兵器禁止条約に背を向け続けています。政府が禁止条約に調印、批准をしないのであれば、自治体独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎陳情第 8 号 J R 小樽築港駅～銭函駅 11.9 km 区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について
まず、陳情第 8 号について伺います。

先ほど陳情の趣旨説明がありました。J R 北海道の小樽築港駅から銭函駅区間における津波・災害避難路の整備について、先日の代表質問で自民党の須貝議員より、J R 北海道及び北海道中央バスと津波被害を想定した検討はされているのかという質問がありましたけれども、その御答弁をもう一度お答えいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

代表質問での須貝議員への答弁につきましては、J R 北海道や北海道中央バスの津波対策につきましては、特に本市との間では検討は行っておりませんが、業者に確認したところ、走行中の車両が津波警報などを受けた場合の状況に応じて、営業所などからの指示や乗務員の判断で対応するとの回答をいただいたところであります。

○松岩委員

現状は行われていないということ、それから、業者に確認したところ走行中の災害対応に関しては営業所の指示、それから乗務員の現場判断で対応が行われるということが確認されました。

そこで、今回の陳情第 8 号の内容についてですけれども、鉄道の津波対策ということで陳情が来ておりますので、そこに焦点を当てて質問をさせていただきます。

まず、想定される災害時に、そもそも有用な避難路、それからシェルターというのは一般的にどのようなことを指しているのか具体的にお伺いしたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

陳情第 8 号ということで、陳情者からのお話をお伺いしていませんのであくまでも想像になりますが、避難路については、ある一定間隔で山側に逃れる道をつくるということかと考えております。また、シェルターとは、津波に対するシェルターということで、津波防災タワーを建てるということであるのかと思っております。

○松岩委員

陳情者とまだお話しできていないということで、一般論で今お答えいただきましたが、仮に、今お答えいただい

たような設備を実際に実用的なものとして設置するともし決まったとして、それを市だけでできるとは考えられないのですけれども、具体的にどういったところと協議をしていくのか、関係機関はどこが挙げられるのかというのを伺いたしたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

具体的に避難路やシェルターをどこにつくるかということがわかりませんので、あくまでも想定になりますが、市のほかに J R 北海道、海岸線に関することについては北海道、そのほかに土地所有者が多数存在していると想定されます。そうなりますと民間の地権者ということで、最低でも 3 者と多数の地権者になり、さらに調べを進めるとこれがふえる可能性がございます。

○松岩委員

市と道と事業者、それからそこにまたがる民地の所有者と、複数の関係するところと協議をしないとなかなか設置ができないのではないかとわかりました。

それから、予算がかかるというのはもちろんなのですが、それ以外に、仮に整備するというふうにもしなかったときに、どのような課題が考えられるかも伺いたしたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

仮に整備する場合はということでお答えしますが、そもそもこういうような建築物を建てていい場所なのか、建てられるのかというほかに、用地買収や線路近接での工事の可否などが考えられ、そのほかにも漁業への影響なども問われる場合があると思われま

○松岩委員

今いろいろと整理してお伺いさせていただきましたが、まず整備に向けて、本当にいろいろと膝を突き合わせて議論・協議しなければいけない課題が多数あるということがわかりましたし、それから、今財政上の課題は一切議論していませんけれども、ここも実際は、協議・議論は避けて通れないということがあります。

それから、実際に有用なものをつくらなければいけないということで、例えば冬期間の除排雪をどうするのかとか、そういったことも考えなければいけない部分が多

◎西陵中学校の学校給食センター化について

西陵中学校の学校給食センター化について移ります。

先ほども御説明がありましたけれども、唯一の単独調理校であった西陵中学校の自校調理を来年度より学校給食センターで提供することになりました。これに関してこれまでも議会で答弁があったと思うのですが、改めてメリット、デメリット等、今も御説明いただきましたけれども、簡単にもう一度伺いたしたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

センター化に伴うメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、給食センターで提供できるということございまして、万全な衛生管理のもと調理された給食を他の学校と同様に提供できるということ、それから新たなメニューを提供できるということ、メニューがふえるということ、さらにメニューのバリエーションが広がるということ、それから西陵中学校のみ対応できておりませんでした卵アレルギーを持つ子供への卵アレルギー対応食が提供できるようになること。

デメリットといたしましては、給食センターから配送するため汁物の温度が少し低くなりますが、影響をできるだけ少なくするため、他の小・中学校と同様に保温食缶や保温バットを使い配送することといたしたいと思います。

○松岩委員

今回の給食センターで提供することにつきまして、10 月中旬から下旬に給食センターから各会派に説明がありま

して、このメリット、デメリットとか理由等についてはそれぞれ議員同士で共有できている情報かと思います。

それで、今回質問を作成するに当たりまして、私も給食センターの最新の調理室の様子と、西陵中学校の調理室を見学させていただいたのですが、37 年前にできた西陵中学校の調理室と現在の給食センターでは衛生管理の基準が明らかに違うと思うのですけれども、これに関して国や道も学校給食に関する衛生管理基準というものを発表しております。

現行の西陵中学校の給食室は、現在の衛生管理の基準に照らすとどういう点が満たしていないのか、そのあたりを詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

西陵中学校の給食室の衛生管理基準、満たしていない部分についての御質問でございますけれども、文部科学省で出しております学校給食衛生管理基準というものがございまして、その中では、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分するということが求められております。

汚染作業区域と申しますのは、例えば野菜の下処理をする部分で、ここは汚染作業区域、それから、給食が終わった後の食器を洗浄する洗浄室が汚染作業区域に当たります。非汚染作業区域は、実際に調理をする部屋ですが、そこは非汚染作業区域になりまして、そういうものを明確に区分しなければならないとされております。しかしながら、西陵中学校は古い設備で狭くなっておりますので、そういう明確な区分がされていない、そういうことが一つございます。

それから、現在の学校給食衛生管理基準では、ドライシステムで給食をつくりなさいということになっております。ドライシステムと申しますのは、床が乾いた状態で給食をつくる、これは水はねが汚染の原因になりますので、床が乾いた状態でつくりなさいというふうになってございます。

西陵中学校の給食室は昭和 57 年につくられたものでございまして、当時は熱湯消毒が基本でございましたので、お湯をかけて食器類と床を洗浄するという事なので、お湯を床にまくと申しますか、そういう形のウェットシステムというものなのですけれども、昔はそのようにぬらして洗浄していたという施設でございまして。

そういう施設につきましては、今の学校給食衛生管理基準では、そういうウェットなシステムについてはドライ運用しなさい、要は乾かして使ってください、そういうふうな形になってございます。ですので、狭いということもございまして、あとはウェットの仕様になっているということでございますので、調理員の皆さんは作業動線が非常に複雑になりまして、交差汚染の原因というの、発生のおそれもありますので、大変毎日御苦労されているということでございます。

○松岩委員

ただいま丁寧に御説明いただきましたけれども、簡潔に言うと、今と昔では衛生に関する考え方から、ありとあらゆるところが全く変わっていて、かなりおくれた施設になってしまっているということがわかりました。このまま使い続けるのは本当に心配なので、今回こういう議論ができてすごくよかったなというふうに思っています。

それから、唯一デメリットとして挙げられているのが、汁物の温度が配送時間の関係で少し低くなってしまいうことなののですけれども、これは実際に食べてみて比較などをされていまして、結果とかをお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

食べ比べてみたかというお話でございますが、先月中ごろの大変寒い日だったのですが、給食センターと西陵中学校でけんちん汁を同時に出す日がございまして、そのけんちん汁を給食センターと西陵中学校でつくったものを同じ条件にして教育委員会に運びまして、ちょうど西陵中学校の給食の開始時間に合わせまして教育委員会の職員の方に試食をしていただきました。どちらがどちらのものということを明かさずに試食していただいたのですが、特に温度の差がそれほど気にならなかった、温度によるおいしさの違いはなかったという感想をいただいております。

す。

○松岩委員

数値としては少し温度が下がるということなのですが、食べてみての変化、それから味に関してもそこまで差がなかった。むしろ給食センターのほうがおいしかったのではないかという意見を私も伺っているところでした。

それから、変更に関して保護者の反応、先ほどの説明もありましたけれども、改めてお聞かせいただきたいと思っています。

○（教育）学校給食センター副所長

センター化について、保護者の皆さんから意見をいただいた中では、「メリットを考えただけでも前向きに検討していただきたい。」「アレルギー対応食があることは、とても助かります。」「おいしさ、安全を提供できるのであれば、問題ありません。」「バリエーションが豊富になってとても良いことだと思います。」などの賛成の意見をいただいております。

仕方がないという意見もいただいておりますが、その中ではやはり、小樽市の財政面、あるいはコストのことを考えればやむを得ない、卵アレルギーの対応ができてよい、そのような意見でございました。

反対の方が 1 名ございまして、この反対の方の意見の内容ですけれども、自分の子供がいる間は少し移行時期をおくらせてほしい、そういう中身でございまして、明確にこの意見があつて反対だという、そういう意見ではないというふうに捉えております。

それから、保護者説明会の開催の御案内を差し上げたのですが、当日の参加者もいなかったということでございます。

○松岩委員

保護者の皆様からも、アンケートで 1 件、おくらせてほしいというような意味での反対はあつたけれども、説明会に参加してまで反対を叫ばれる方はいらっしゃらなかったということで、このあたりも保護者の皆様への説明にも手続は問題ないと思います。

それから、西陵中学校が自校調理を廃止した際に、調理員の処遇というのはどうなってしまうのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

調理員の処遇についての御質問ですが、給食センターと単独調理校で調理委託しておりますけれども、同一の事業者でございまして、現在の西陵中学校の調理員につきましては給食センターへの移動も予定されているとはお聞きしているところでございます。

○松岩委員

安心・安全な、そしておいしい給食をしっかりと中学生が毎日食べられるかということが大事な視点だと思うのですが、メリット、デメリットの比較、それから保護者に対しての説明等を今御説明いただきましたけれども、来年の 4 月と言わず、本当は直ちにやったほうが良いのではないかと思うぐらい、私は早急に対応していただきたいと思っていますので、計画どおり実施していただきたいと思っています。

◎ I C T 機器の環境整備について

I C T 機器の環境整備について伺います。

現在の小・中学校のパソコンやテレビ等の環境整備の状況について伺いたしたいと思います。

○（教育）施設管理課長

パソコンやテレビの環境整備状況についてでございますが、まず、学習用パソコンといたしましては、今年度の整備におきまして、小学校は各校 1 学級分のタブレットを整備しております。また、中学校は各校 1 学級分のデスクトップパソコンを更新したほか、グループ学習用といたしまして 1 校 10 台のタブレットを整備しているところで

す。

次に、テレビといたしましては、大型テレビとしまして小学校は全学年の通常学級に整備をしております。また、中学校は本年度中学校 2 年生のテレビを整備いたしましたので、中学校 1 年生、2 年生の通常学級の整備が済んでいるところでございます。

○松岩委員

文部科学省では Society5.0 という新たな時代を担う人材の教育にふさわしい環境を整備するため、初等中等教育において高速大容量のネットワーク環境、要は Wi-Fi ですけれども、その整備と、令和 5 年度までに全学年の児童・生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち活用できる環境整備の支援を講ずることとする、G I G A スクール構想の議論、それから、道議会でも I C T 教育の議論が盛んに行われておりますが、本市の今後の環境整備における課題について伺います。

○（教育）施設管理課長

ただいまございました G I G A スクール構想に向けた環境整備における課題といたしましては、1 人 1 台の端末を持つということから、Wi-Fi 環境を整備することが必要と考えますが、この Wi-Fi 環境と言いましても、各学校で 1 人 1 台の端末を使うことを考えますと、通信にかかるデータ量がとてもふえますので、学校規模にもよりますが、まずは有線の校内ネットワークを整備した上で、Wi-Fi 環境をつくるためのアクセスポイントを設置することが必要と考えます。また、インターネットを使った検索等も行いますので、インターネットの出入り口についても強化する必要があると考えております。

このようなネットワークの強化についての課題があるほかにも、実際、端末の充電ですとか保管についても課題があるというふうに考えております。

○松岩委員

このような I C T の環境整備は教育効果が非常に高いと思うのですが、具体的にどのようなものが挙げられるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

I C T の整備によって、これまでコンピューター室でしかインターネットが使えませんでした。教室に Wi-Fi 環境が整備されると、いつでもどこでもインターネットが使える環境となり、教師がリアルタイムでネット上の教材を活用したり、児童・生徒は自分に必要な情報を閲覧することが可能になります。

また、来年度から使用される小学校の教科書には QR コードが多数設けられており、端末で教科書の QR コードを読み取り関連する動画などを視聴することで、より深い学びができるという効果が期待されます。

○松岩委員

来年度使用する学校の教科書も QR コードによって授業を解説するようなことができるということなのですが、これまで以上にこの I C T による教育がすごく今進んでおりますので、これに従ってさまざまな環境整備を早急にしていただきたいと思います。

◎本市のいじめ問題について

次に、先日の新聞報道で 1,045 件のいじめが本市で発生していて、1,000 人当たりの認知件数が 154.9 件、全道平均の 4 倍という記事が出ましたけれども、この記事の認識について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

いじめの認知件数が多いことにつきましては、文部科学省ではいじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価しておりますことから、本市ではいじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのアカシであり、各学校がいじめの定義に基づき、ごく短期間で解消したいじめや友人関係のトラブルなど、ささいなも

のも含めていじめとして幅広く認知し積極的に対応しているものと認識しております。

○松岩委員

一方で重大事態、小・中学校ともにゼロともありましたけれども、この重大事態とはどういうことを指しますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

いじめの重大事態は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と示されております。

○松岩委員

このことに関していろいろと調べてみますと、平成 30 年度の国の調査で、1,000 人当たりのいじめの認知件数が政令市で最も多いところは、本市の場合は 154.9 件でしたけれども、最多は新潟市の 250.9 件、一番少ないというのが福岡市の 12.2 件でした。これは単純に数値の比較ということであると、本市は福岡市に比べて 15.9 倍いじめの認知件数が多いことになりまして、逆に新潟市の 6 割程度しかいじめがないというふうになります。

なので、今伺った答弁から、どんなにささいなことでもいじめということで積極的に認識をもって対応する、そして重大事態に発展しないように担任の教員、学校等、1 件ずつ丁寧に対応するということが、本市ではしっかりと行われているということがわかりましたので、北海道の平均と比べて 4 倍だからということは何も不安に思うことはない、むしろ本市は一生懸命きちんと取り組んでいるということがわかりました。

ちなみに、2018 年度はいじめの認知件数が 1,045 件ということなのですから、この発見のきっかけについて、差し支えない範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成 30 年度の調査によりますと、いじめの発見のきっかけとしては、アンケート調査などが小・中学校ともに最も多くなっております。ちなみに、いじめの内容としましてはひやかし、からかいが小・中学校ともに最も多い結果となっております。

○松岩委員

この 1,045 件のいじめは、もちろん現在までに解消されているということでもよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

いじめの解消につきましては、いじめに係る行為が少なくとも 3 カ月以上はやんでいることと、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている必要がありますけれども、平成 30 年度はいじめにつきましては全て解消していると報告を受けております。

○松岩委員

それから、いじめに関しては早期解消をしていくことも大事なのですが、未然防止も市では力を入れているということですが、市教委だとか各小・中学校で、本市独自のいじめ防止について何か取り組みが行われていればお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本市においては、毎年 6 月から 7 月に子供たちの安全・安心を守るキャンペーン、それから 11 月から 12 月にいじめ防止キャンペーンを展開しております。とりわけ、いじめ防止キャンペーンでは教員向けにいじめ防止対策研修会を開催し、子供たちが主体となったいじめ防止の取り組みについて研修を深める場を設けたり、全小・中学生からいじめ防止標語を募集し、いじめ防止に対する意識を高めたり、最近では、12 月 7 日に開催したいじめ防止サミットでは SNS を含めたネットいじめの防止について考える機会を設けるなどして、いじめの未然防止について取り組んでいるところでございます。

○松岩委員

基本的に入学する小・中学校は住所地というか居住地で決まりますから、好き勝手に選べないということがあります。集団生活する以上、さまざま、いろいろ起こると思うのですが、本市の学校がどこでも安心して通える学校であるということで、引き続きいろいろ対応していただきたいというふうに思います。

◎小中一貫教育について

それから、小中一貫教育についてです。

本市においても、今年度から小中一貫教育が進められるというふうなことですけれども、その狙いについてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本市においては、これまでも中学校教員による小学校への出前授業や、中学校の学習や生活のガイダンスなど各学校の状況に応じて小・中学校が連携した取り組みが行われてきましたが、新しい学習指導要領において学校段階間の接続の項目が新設され、義務教育 9 年間を見通して児童・生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取り組みが求められていることや、全国の小中一貫教育の取り組み事例から、いわゆる中 1 ギャップが緩和されたことや、小・中学校の教職員間で互いのよさを取り入れる意識が高まったなどの成果が報告されておりますことから、本市においては、小・中学校 9 年間での学力や体力の向上、中 1 ギャップの解消などを目指して取り組んでいるところでございます。

○松岩委員

国会や道議会でも議論されているのですが、本市における小中一貫教育の具体的な取り組み内容をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本市において小中一貫教育を推進するに当たりまして、一つ目として小中一貫教育の目標の設定、二つ目は教育課程指導方法の工夫・改善、三つ目は小・中学校間で交流する機会の設定、四つ目は教職員間の連携・協働、五つ目は家庭・地域との連携・協力の五つの視点で取り組むこととしており、今年度は初年度ということもありまして、北陵中学校区と朝里中学校区を推進地区として指定し、先ほどの五つの視点で取り組んでおりますが、その他の中学校区においては、それぞれの学校や地域の状況に応じて、小中一貫教育の推進に向け、できるところから取り組んでいるところでございます。

○松岩委員

ことしの第 1 回定例会で自民党の濱本議員の代表質問に対して、今年度から北陵中学校区、それから朝里中学校区で先行して始めるという答弁だったのですけれども、なぜこの 2 地区を先行して始められたのかということをお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、北陵中学校区は主に英語教育の取り組みですとか、朝里中学校区は主に道教委の中 1 ギャップ問題未然防止事業の取り組みなど、これまで小・中学校が連携した取り組みがこの地区では進められてきたことすとか、あとは実態として、複数の小学校から一つの中学校へ進学するために取り組みがしやすいということからこの 2 地区を指定することといたしました。

○松岩委員

それから、今年度から始められたという小中一貫教育推進地区で、北陵中学校区、それから朝里中学校区で今年度からやっている主な取り組みについてお伺いします。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

推進地区における取り組みにつきましては、まず、北陵中学校区の主な取り組みとして、小・中学校 3 校で共通

の目標や目指す子供像の設定、北陵中学校の教員が小学校において外国語の授業を実施、それから小中一貫教育推進委員会の中に学力向上部会や生徒指導部会など部会の設置による教職員間の連携を強化、小・中学校 3 校合同による研修会の実施、潮まつりのねりこみに小・中学校、3 校合同による参加などを行っております。

次に、朝里中学校区の主な取り組みとして、小・中学校 3 校で共通の目標や目指す子供像を設定、朝里中学校の教員が小学校において理科と体育の授業を実施、朝里小学校と豊倉小学校の児童会と朝里中学校の生徒会がいじめ防止の取り組みについて交流会を実施、朝里中学校の吹奏楽部が朝里小学校の体育館で朝里小学校と豊倉小学校の児童のために演奏会を実施、それから小・中学校 3 校合同による研修会の実施などを行っております。

○松岩委員

すぐいろいろな取り組みがあつていいなと思いました。

今、推進地区の 2 校区だけということだったのですけれども、ほかの校区だと今後の計画についてお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、今年度の北陵中学校区と朝里中学校区の取り組みの成果を市内に普及するとともに、来年度は小中一貫教育推進地区を拡大し、将来的には全ての中学校区において、本市が目指す小中一貫教育の取り組みが実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

教育の部分で連続して三つの質問をさせていただきましたが、次世代をつくるというのは、実は市長の重要な公約の柱の一つなのです。厳しい財政というのは本当に承知しているのですけれども、少なくとも教育の面で、近隣自治体にそういったおくれをとらないように、しっかりと財政部で予算をつけていただいて、創意工夫ある効果的な取り組みを引き続き行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎冬期間の防災訓練について

それから最後に冬期間の防災訓練について、数点お伺いして終わりにさせていただきます。

本年 11 月 2 日に避難所開設訓練が行われました。実際に動いてみると明らかになることだとか、机上では想像しにくい市民の感情など、さまざまなことが今後の課題として浮き彫りになったと思います。それが訓練の重要な点だと思いますので、そこは全く否定するつもりはないのですが、これに関しての細かい部分はまた別の機会に質問させていただきます。

そして、私から伺いたいのは冬期間の防災訓練です。昨年の大規模停電がもし真冬に起きていたというふうに想像すると、暖をとることができなくて全道でも何万人も亡くなっていたのではないかという調査結果が出ています。

季節や時間帯によってそういった災害による対応というのは状況が変わると思うのですが、冬期間の防災訓練について、今回は 11 月に初めて避難所開設訓練をやったということなのですけれども、今後、冬期間の防災訓練について本市は行っていく予定などはあるのか、お考えについて伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

冬期間の防災訓練の必要性については大変重要だということで認識しております。現時点では詳細な部分を御説明することはできませんが、次年度には冬期間の避難所訓練を実施することを計画しております。

○松岩委員

次年度というのは、いわゆる 1 年後の今ごろの想定ということでよろしいですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今の御質問ですけれども、来年、令和 3 年度 1 月には実施したいと考えております。

○松岩委員

令和 3 年度の 1 月となると 2 年後だと思うのですけれども、どうですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

令和 3 年 1 月の予定で計画を立てております。大変申しわけございませんでした。

○松岩委員

それから、そもそも雪が降ること自体が私たちにとっては当たり前ののですが、大量に降れば、そのものが雪害になってしまいまして、二次災害、三次災害と被害拡大の要因につながるのですけれども、本市ではその雪害というものに対して基準や対策をどのように設定していますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

本市の雪害対応等につきましては、数値的な基準は明確にはしておりませんが、小樽市地域防災計画の中におきまして、雪害対策計画というものを掲載しております。その中で、緊急時の体制としまして、緊急雪害対策室の設定ということで、「市長は、異常降雪により道路交通の麻痺や公共交通機関の運休等が発生し、市民生活及び社会・経済活動に影響を及ぼすおそれがあると判断したときは、雪害関係部局と構成する「緊急雪害対策室」を設置し、「除雪対策本部」（注 1）による除雪作業の円滑な実施を推進しながら、独居老人等要配慮者の安全確保、二次災害の防止等雪害に係る総合応急対策を実施する。」こととしております。

○松岩委員

では、少し深く追求させていただきたいのですけれども、災害応急対策計画の雪害対策計画です。その「3 緊急時体制」ということで、「緊急雪害対策室」の設置について今の御答弁があったと思います。雪害に対して明確な基準は設けていないけれどもということだったのですが、ここの文章だけを読みますと、市長が異常降雪によって道路交通の麻痺、公共交通機関の運休などが発生し、市民生活に影響を及ぼすと判断したときということなのですけれども、例えば、私の記憶の中でも J R 小樽駅から手稲駅間が雪によって運休したりだとかということもありましたし、どういった基準か、もちろん明確にどのぐらい雪が降ったからというのはなかなか基準を設けるのが難しいから基準がないということだと思っておりますが、どういったときに市長が前もってそういう判断をできるのかというのは、どういうふうにお考えですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

まずは、小樽市の場合、気象警報等によって 12 時間の降雪、深さが約 50 センチメートル以上で警報が出るというふうに札幌管区気象台から報告を受けております。そういったことが予想される場合、またはそういったもので除雪が間に合わない場合についてはこのような体制ができるものと思っております。

○松岩委員

それからもう 1 点深く聞きたかったのが、独居老人等要配慮者の安全確保、これは具体的にどのようにするおつもりですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの御質問ですけれども、この要配慮者等の安全確保につきましては、関係部局に担当している要配慮者と思われる方の見回り、または民生・児童委員の方に対しましてのお願いということで安全確保、安否確認を行っていきたいと考えております。

○松岩委員

余り深く追求してもどうしようもないかと思うのでこれで最後にしますが、その民生・児童委員とか町会の方々とか関係機関の方々が豪雪時に確認して回れるのかと、すごく不思議なのですけれども、やはり行政の対応だけではなくて自助努力というのがとても大事だと思うのですが、そのあたりの呼びかけはどのようにされていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

各住民に対しての呼びかけの部分につきましては、まち育てふれあいトークや防災講演などを通じて、減災というものに対する自助・共助・公助という部分では、各町会の皆様とお話しする機会に御説明させていただいている

ところでございます。

○松岩委員

例えば災害が起きたときに食料をこのぐらい用意しなさいとか、こういうものを準備しておきなさいということとはよく一般にここ数年言われますけれども、冬ならではのということで、例えば電気を使わないで暖がとれるようなストーブを用意しておきなさいとか、そういったことを、自分たちの命を守るような具体的な準備の呼びかけというのはどのようなものが行われていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

備蓄品、備蓄食料の促しについてはいろいろな場で申し上げておりますが、今委員から質問を受けたような冬場の対策の部分で細かくはお勧めはしておりませんが、冬期間につきましては毛布や暖かい防寒具、またはポータブル式ストーブを御用意していただければということは御説明しております。

○松岩委員

これで最後にしますが、避難所も冬になるとすごく寒くて、夏の9月のときのブラックアウトはまだそんなに寒くなかったのが大丈夫でしたけれども、寒くなると毛布も1人1枚で足りるのかという話になりますし、ストーブをたいてもすぐに暖かにならないという状況があるので、その辺の計画は想定外がないようにしっかりとやらないといけないのかと思います。

それから、災害は基本的に小樽だけで起きるというよりは広範囲に起きるものですので、津波なら日本海沿岸地域ですし、地震なら後志や札幌地域とも広域にわたって発生すると思うのですが、今後、その近隣市町村や北海道との連携によって訓練を行うべきだと思うのですが、そのお考えだとか予定だとかを最後にお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

本市といたしましても、大規模災害発生時には近隣市町村や北海道などとの連携は必要不可欠なものと考えておりますので、連携訓練の機会があれば積極的に実施、参加してまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時48分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎避難訓練について

最初に、避難訓練について伺います。

先日行われた避難所開設訓練において、先ほどアンケート結果の報告がありましたが、私もその訓練に参観者として出席させていただきましたので、それに関連して質問いたします。

初めての訓練でしたが、訓練評価はおおむね良好だということに思います。訓練をすることでいろいろ課題も見えてきたかと思いますが、この訓練によって見えてきた課題にどのようなものがあるのか最初にお伺いいたします。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練参加者からも意見が出されておりましたが、避難所建物の安全確認が終了するまでの間、避難者を屋外で待機させることとなりますが、季節や気象状況によっては避難者の皆様に身体的に負担をかけてしまうなど、避難所の開設を円滑に行うことの重要性を改めて感じたところでございます。

○松田委員

それで、課題は指定避難所の場所によってもそれぞれ違ってくると思われませんが、今後は別の地域でも行う必要があるのではないかと思います、今後の避難所開設訓練についての予定等があればお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

令和 2 年度中には、避難所開設運営訓練を別の避難所で行う予定としております。

○松田委員

では、今回は避難所開設訓練でしたが、今度は運営の面について行うということですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所の開設・運営を含めて実施したいと考えております。

○松田委員

この訓練に参加した地域住民の方の中に手話のできる人がおりましたが、これは偶然だったのか、あえて手話のできる方の参加を望んだのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練に参加していただきました入船六三町会の住民の中に、偶然にも手話ができる方がいらっしゃったということになっております。

○松田委員

それは大変によかったと思います。それで、避難所にはさまざまな支援が必要な方も来るとは思いますが、中には外見だけでは支援が必要かどうか判断できない人も避難されてきます。その一例は耳が聞こえない方で、災害発生時に情報収集や意思伝達にハンデのある、聴覚に障害がある方で、さまざまな配慮が必要な方ですと一目でわかるものとして、私は耳が聞こえませんか、また、逆に私は手話ができますよということで、一目でわかるバンダナがあるということで以前紹介し、その導入に向けて質問させていただきましたが、そのときは余りよい返事をいただけませんでした。再度伺いますが、今後このバンダナの導入に向けてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいま委員から御質問ありましたように、他の自治体においては災害時要配慮者用バンダナとして聴覚障害や視覚障害者など、外見からは支援が必要であることがわからない障害者に対して災害時要配慮者用バンダナを配布しているところもあると伺っております。

災害時の有効性は感じるにはありますが、そのバンダナを災害時に活用していただけるかは配付対象となりました個人の考えともなりますので、こういった部分も含めて、各障害者の協会などから意見を伺いながら今後研究していきたいと思っております。

○松田委員

前向きな答弁をありがとうございます。とにかく先ほど言いましたとおり見た目ではわからない方がいらっしゃいますし、やはり避難所では、いろいろな声で、いろいろな情報収集や意思伝達が必要な場合があると思いますので、これについては導入に向けてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、今回避難所を開設するに当たり、先ほど御説明もありましたが、避難所内の安全確保のために避難所に入場するまでにかなりの時間がかかり、訓練参加者の方から厳冬期における外での待機の不安が述べられていたけれども、指示があつて避難所を開設する場合と自主的に避難してきた方では安全確保に違いがあると思えます

が、それぞれの安全確保は誰が行うのか、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所開設に当たりますと、避難所の安全確認は誰が行うかということですが、小樽市から避難指示等を出した場合につきましては、避難所となります施設管理者や、もしくは時間帯によっては避難所開設職員が安全確認を行うこととなっております。

ただし、自主的に地域住民が避難した場合には、こちらの準備もできていないということも含めまして、特に定めてはいない状況であります。

○松田委員

やはり安全確保というのは大事だと思うのですが、特に決めていないというお話を今聞きましたけれども、これについてはよく検討していただければというふうに思います。

それで、これに関連して伺いたいと思いますが、小樽では避難所として学校や公共施設が避難所の指定を受けていると思いますけれども、日中はともかく、夜に避難所に行くと、避難所、その建物等が閉鎖されていることがあると思いますが、避難所の鍵は通常どなたが持っているのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

各小・中学校につきましては、職員の中から避難所開設職員が指名されており、その開設職員のほか災害対策室が鍵を所持しております。そのほかの公共施設を開設する場合はそれぞれの担当部局に連絡することとなるため、災害対策室では鍵を所有しておりません。

○松田委員

実は、ある地域で防災の講話を行った際に、そこは地域の学校が避難所になっていますが、その鍵は地域外に住む職員が持っていることになっているという、その講話のときに話を聞き、それではいざというときに道路が分断された場合、鍵があげられないのではないかとということになり、そういったことを想定するならば、合鍵を町会等にも預けてもらえないのかという話になったそうです。そのときは結論がつけられないまま終わってしまったという話を私は聞きましたので、後日担当課に確認すると、学校施設であることから防災担当の担当者の一存では決められなかったために、その場で判断ができなかったため話を持ち帰ったということでした。鍵を預かっている人がその地域に居住しているなら、開設指示があった場合にすぐ避難所に駆けつけることは可能ですが、市内の避難所において開設者の居住地と避難所の場所が離れているケースというものはあるのでしょうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

指定避難所として位置づけております 30 カ所の小・中学校についてですが、基本的には避難所に近い職員を指名しておりますが、市職員がその避難所近隣に居住していないケースも多々あり、その場合は避難所から離れていても極力近い職員を指名しております。一番遠いケースとしましては忍路中央小学校、忍路中学校ともにオタモイ 3 丁目自動車学校付近となっております。

なお、これらの対応としましては、現在学校開放を行っている小学校だけとはなりますが、平成 30 年 7 月に、一般市民が学校開放の際に体育館を解錠する方法と同じ方法で、避難所開設職員が現場に到着する前に消防団員などが到着した場合でも避難所が開設できるよう消防本部に対応を依頼済みです。

なお、それ以外の学校につきましては、同様の方法もしくは何らかの方法がとれるよう引き続き検討したいと考えております。

○松田委員

今、何らかの方法で検討すると、もしいざ災害が起きた場合に検討している暇というのはないと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、蘭島地区にございます忍路中央小学校、忍路中学校が近隣の施設開設職員がいないという部分なのですが、この 1 校につきましては学校開放の際の暗証番号といいますか、消防本部に消防団員の方がかけますと、あけるすべを、番号を教えてくださいまして解錠することは可能ですので、現在、その地区において、二つの学校のうち一つは開放できることになっておりますので、今後の対応という部分での詳しいところは現在何ともお答えできないところではありますけれども、まずはその 1 校があくということだけをお話しさせていただきたいと思えます。

○松田委員

実は、今私が例を挙げたのは、その忍路の方からの話だったのですけれども、では消防団の人がその暗証番号を知れるということについて、地域住民の方は知っているのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

地域住民の方は、消防団員の方が暗証番号を教えてもらえるということは知っておりません。

○（総務）災害対策室長

先ほど主幹からも説明いたしましたように、現在、その避難所を開設する鍵とかを持っていない場合、万が一消防団員が先に到着した場合には、消防団から消防指令室に連絡を入れて、その解除する番号を教えてもらうという、そういう仕組みで今やっています。地域住民の方とかには、消防団があげられるという、そこまでの周知はしておりません。

○松田委員

消防団員が番号を教えてもらえることを周知していないということ、今の御答弁ですが、そうなった場合にやはり地域住民の方は不安に思っているということなのではありますけれども、その点についてはいかがですか。

○（総務）災害対策室長

委員のおっしゃるとおり、確かにそういった消防団の方が来てあげられるということを住民の方がわかっていれば、当然ながら安心感にもつながりますので、その辺の周知の部分と、その方法については少し今後検討させていただきたいと思えます。

○松田委員

地域住民の方の不安をしっかりと解消していただきたいというふうに思えます。

そして、昨日の予算特別委員会でも質問がされていましたが、避難所の施設管理機関と開設する機関が違った場合、今後どのような対応を考えているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、市としてすぐに開設が可能な小・中学校以外の指定避難所の開設についてですが、指定避難所は市内 63 カ所を指定しており、そのうち小・中学校や保育所、市民センターなど、市が直接開設可能なそれら避難所から必要に応じて開設するものと考えております。それでも避難所が足りない場合の二次的なものとして、その他の避難所を開設することになると思えますので、その場合は直接その施設に電話連絡して開設を依頼することとしております。

○松田委員

先ほどは、避難所の開設者がその区域に居住していない場合のことを質問しました。たまたま発災時にその地域にいなかった場合、避難所が開設できない場合もあると思えますが、この点についてはどのように対応を考えていますでしょうか。

○（総務）災害対策室長

今御質問にございました、万が一開設員が直ちに行けないというような場合は、先ほども申しましたように災害

対策室で鍵を所持していますので、確かに時間はかかりますけれども、何らかの方法で即座に避難所を開設するように手だてをしたいと考えています。

○松田委員

あと、地域防災計画によれば、避難所開設に当たって住民対策部が担当することになっており、生活環境部や医療保険部、その他複数の部署が担当することになっているようですけれども、日ごろから誰がどこの避難所を担当するかということについて職員には周知されているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

住民対策部の職員が事前にどこの避難所を担当するかにつきましては、災害時に開設する避難所は、災害の種類や規模・場所によって開設する避難所の数や場所などが変わるため、発災時には災害対策本部の決定に従い住民対策部が対応することとしておりますので、昨年 9 月 6 日も同様の方法で避難所開設対応をしているところでございます。

○松田委員

今回の避難所開設訓練では各種防災グッズが展示されていましたが、訓練時にこういうグッズがありますよということを説明すべきではなかったのかというふうに感じたのですが、この点についてどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

先日、11 月 2 日に実施いたしました避難所開設訓練の際には展示している旨の御案内はさせていただきましたが、個々の資機材の説明は行いませんでしたので、今後の訓練では資機材の展示を行う場合はあらかじめ時間を設け説明を行いたいと考えております。

○松田委員

災害というのはいろいろなことを想定しながら訓練とかを行っていかねばならないと思いますので、今いろいろと少しまだ疑問に思う部分もありますが、これについてはまたいろいろと私も検討させていただきながらお話を聞いていきたいというふうに思います。ともあれ、災害はなかなか見通すことはできませんが、減災、減らすことはできると思いますので、しっかりその点について取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

◎学校施設の耐震診断結果について

学校施設の耐震診断結果について、塩谷小学校及び桂岡小学校の学校施設の耐震診断結果について先ほど報告がありました。ともに文部科学省の耐震補強が必要とされている基準に入っています。ということは、どちらも今後は耐震工事をされるという考えでいいのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今回の結果は、文部科学省の基準の I s 値 0.7 を切っておりますので、今後耐震補強の取り組みを進めることになります。そのためにまずは実施設計が必要になりますので、実施設計について市長部局と協議をしてみたいと考えております。

○松田委員

現在、小樽市内の小・中学校の学校配置適正化基本計画は中断されており、統合時点における補強等は棚上げ状態になっています。しかし、特に先ほど報告があったとおり桂岡小学校の校舎の診断結果はかなり低く、耐震補強が急がれると思います。今、幸小学校で耐震工事がなされていますが、この後耐震補強を予定している学校施設はどのようになっているか、以前は後期の統合予定になっていた桂岡小学校の耐震補強工事の優先度はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）施設管理課長

桂岡小学校の耐震工事の優先度ということですが、適正化基本計画の見直しに伴いまして、学校施設の耐震化は学校再編と切り離して考えるということになりましたので、早期に耐震補強をできるように市長部局と協議してまいりたいと考えております。

○松田委員

とにかく、平日は子供が常にいる学校ですので、しっかりこの耐震補強工事については取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎就学指定校変更の基準について

次に、指定校変更について、先ほど菁園中学校における指定校変更の状況と今後の考え方についての報告がありました。指定校変更の教育的配慮について、明年も 10 名程度受け入れるということですが、菁園中学校以外は制限なく現在も受け入れていると思います。ここ数年の市内の中学校における入学時の指定校変更の状況について、理由も含めて示していただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今の御質問ですが、ここ数年の市内中学校の入学時の指定校変更の状況ですが、平成 27 年度は 92 件、28 年度は 52 件、29 年度は 26 件、30 年度は 44 件、31 年度は 40 件となっております。その中身、理由といたしましては、放課後自宅に戻っても誰もいないというようなことから、親類等の自宅であったり、保護者が勤務する場所へ下校するというようなことを理由として挙げているものもございまして、既に兄、姉が既に通われている学校なのでということも理由としているものもございまして、また、地理的な理由として、指定校よりも近いということ変更を認めているところもございまして。

○松田委員

ちなみに、平成 26 年度における菁園中学校の校区外通学者が校区内通学者を上回った理由について、この点について参考までお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

平成 26 年度の状況につきましては、部活動を理由としたものが多かったということで、校区内よりも校区外のほうが最終的には多くなったという結果になっております。

○松田委員

今少子化が進んでいますので、指定校変更を理由に、1 人、2 人の入学者によって学級数が減ったりふえたりということもあり得ます。それで、指定校変更を理由に本来の学級編制が増減された学校が今まであったのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

中学校の学級の増減でございますけれども、平成 29 年度以降でございますが、ふえたところはございませんでした。逆に減ったところは、市内では 1 校ございました。

○松田委員

とにかく、指定校変更を理由に学級編制が増減された学校は今なかったということですが、今後、やはり指定校変更についてはいろいろな理由があつてされると思いますけれども、今後子供の入学についてこれから検討されるということですので、ともあれ、本当にみんなが元気で頑張れるような、そういう学級編制をしていただければというふうに思います。

◎住宅用火災警報器について

では次に、住宅用火災警報器について質問させていただきます。

私はある町会の役員をしていますが、先日行われた役員会に消防署の職員が来てくださって、ことしの火災の発

生状況を話され、それに伴い住宅用火災警報器設置の啓発をされていかれました。皆様も御存じのとおり、全ての建物に設置が義務づけられているにもかかわらず、小樽における設置率は全道・全国の平均値より下回っているのが現状です。義務づけになってから 10 年近くたっていると伺っていますが、義務づけになっていることを知らない方もいるのではないかというふうに思います。このことについてどのように認識されているのか伺いたいと思います。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の義務づけにつきましては、街頭広報や消防フェアでの市民への聞き取り調査の結果では、知っているとの回答もふえておりますので、一定の認知はされているものと認識しております。

○松田委員

市営住宅を訪問すると、市営住宅のドアに火災警報器設置済というシールを張っているところがありますが、義務づけを喚起するためにも、また、設置しているかどうかが目で見えるためにも、この設置済シールを市内の戸別住宅にも配布することはできないのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

設置済のシールにつきましては、シールを同封している会社がありまして、その住宅用火災警報器を購入した方が設置済シールを張っているものと考えております。

設置済シールの戸別住宅への配布につきましては、設置の確認には消防職員が一般住宅の内部を確認する必要があることから、難しいものだというふうに考えております。

○松田委員

私は、今までもこの住宅用火災警報器につきましては何度も委員会等で取り上げてきましたが、小樽ではなかなかその設置者がふえていない状況です。そこで、なぜ小樽で他の自治体と比較し設置者がふえないのか、その要因をどのように分析しているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

設置がふえない要因につきましては、本市における住宅のうち共同住宅を除く戸別住宅における設置率が 5 割程度であることから、平成 18 年以前の既存住宅に設置が進んでいないと考えています。要因につきましてははっきりとした分析はできておりませんが、本市は高齢者世帯の年金生活者が多く、購入に一定の費用がかかることと、設置を難しいと捉えているということが要因と考えております。

○松田委員

購入にお金がかかるということと、また、設置がなかなか難しいというお話が今ありましたが、この住宅用火災警報器について、平成 28 年度から、購入した場合に取りつけができない人のために支援策があるというふうに聞いております。この制度の利用要件と、この制度ができてから取りつけ利用者はどのくらいあり、合わせて取りつけの普及率はどのように向上したのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

取りつけ支援は 65 歳以上の高齢者世帯と避難行動要支援者が居住する世帯が対象となっており、要件につきましては設置が義務づけられている部分全てに設置すること、新規設置であること、電池式の住警器を事前に準備すること、住警器がねじ式であること、共同住宅や借家等の場合は住宅用火災警報器の設置に関して所有者等に承諾を得ることとなっております。

次に、取りつけ利用者と普及率につきましては、取りつけ利用者は制度が始まった平成 28 年 1 月から、現在までで 54 件となっております。普及率につきましては、件数が少ないため効果はわずかにとどまっているものと考えております。

○松田委員

しっかり、この普及率を上げるためにも周知をもう一度していただければというふうに思います。火事は火元の建物のみならず、密集地帯では近隣の住宅まで類焼させてしまうおそれがあります。記憶に新しいのが、3年ほど前に新潟県糸魚川市で中華料理店から出火があり、折からの強風でまたたく間に140棟に延焼したということがあります。

ホームページでは火災の発生件数しかわかりませんが、類焼まで含めると、本年どのくらいの建物が焼失したのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

ことしの建物火災は29件発生しておりまして、そのうち4件の火災で8棟の建物が類焼しております。

○松田委員

ことしの火災発生件数のうち住宅用火災警報器設置件数はどのくらいあったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

ことしの住宅火災は本日現在で22件発生しており、そのうち4件の住宅に住宅火災警報器が設置されておりました。

○松田委員

ということは、先ほど小樽における設置率は7割程度ということですが、今の話を聞くと、今22件のうち4件ということですから、設置しているところがいかに少ないかということがわかります。

それで、火事というのは物的財産のみならず、何事にもかえがたい命まで奪ってしまいます。ことしは火災の発生件数は既に昨年を上回っており、何ととっても異常なのはその焼死者の多さです。住宅用火災警報器は火事を未然に防げなくても早く発見することで小規模なうちに火災を抑えることが可能です。ただし、気をつけなければならないのは、設置していることに安心して電池切れ等により、いざとなったときに作動しない場合も考えられます。その住宅用火災警報器の普及とともに、その後の維持管理までの啓蒙方についてもさらに努力していただきたいと思いますが、この点について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

設置後の維持管理につきましては、今後も消防本部を挙げて市民に周知を図っていきたいというふうに考えております。

○松田委員

本当に先ほど言いましたとおり、傾向を見ますと冬期間だけではなく夏の期間にも火災が発生しており、亡くなった方もいらっしゃいます。どうかこの点についてしっかり火災予防については努力していただきたいというふうに思います。

◎陳情第8号 J R 小樽築港駅～銭函駅 11.9 km 区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について

最後に、陳情第8号に関連して伺いたいというふうに思います。

先ほど陳情者の方の説明もありましたが、陳情者は危険を回避する場所として、J R 小樽築港駅から銭函駅まで11.9キロメートルを想定していますが、現時点での災害発生時の対応、避難路の設定などについて J R の規定ではどのようなになっているのか、市で押さえていたらお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

J R 北海道にお聞きしましたところ、災害時に特に避難路等の設定はなく、その時々で乗務員の判断や会社からの指示などで対応するというふうにお聞きしております。

○松田委員

今、時々でということなのですが、市ではこの地域における危険度について、どのような認識を持っているのか。また、この地域住民の避難訓練の状況、津波ハザードマップの配布状況など、地域住民に対する市としての危険度の周知についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

最初に、この地域についての認識でございますが、この地域は海岸線に近く、ある地域では避難するための経路が少なかったり、ある地域では避難経路自体がなかったりする地域だと認識しております。そこで、市では主に住家のある地域などを中心に防災行政無線の整備など、より早く津波の状況を知らせるように努めているところであります。

また、これらの地域の津波避難訓練でございますけれども、一例を申しますと平成 25 年に朝里町会、28 年に銭函総連合町会、東小樽町会、29 年に東小樽町会、令和元年に銭函総連合町会が実施しております。なお、船浜・朝里地区の津波ハザードマップの配布状況でございますが、29 年から本日まで 1,350 枚配布しております。

○松田委員

先ほどありましたとおり、避難所やシェルターが設置された場合、どこが管理することになるのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これですけれども、決まったことではないので、あくまでも想定ということになりますが、恐らく市で管理することになると思います。

○松田委員

避難路やシェルターが設置された場合の効果について、市ではどのように考えていますでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

効果ということでございますけれども、避難路が現状で少なかったり、なかったりする地域では確実に避難することができるようになるということが考えられます。

○松田委員

先ほど松岩委員からも質問等がいろいろあって、まだまだこれから検討すること、どこにつくるかとかはいろいろ今後検討していかなければならないとは思いますが、ともあれ、しっかり今後について検討していただければというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎陳情第 8 号 J R 小樽築港駅～銭函駅 11.9 km 区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について

私も、最初に陳情第 8 号にかかわって質問させていただきます。

確認ですけれども、基本的には災害時の J R 乗客の安全確保の責任というのはどこにあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

一般的なことでございますが、J R の運行中の災害につきましては、J R に乗客を守る義務があると思われましても、委員会終了後に J R 北海道に伺い、話を聞いてみたいと思います。

○佐々木委員

災害予防のため、斜面の落石対策、それからがけ崩れの防止の工事、これを多分朝里一帯でずっとやっ

たのですけれども、これはどこが主体の工事だったのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これも電話で確認しましたところ、J R 北海道が朝里一張碓間の線路に近接する斜面で落石防止などの工事を実施しておりました。

○佐々木委員

最初の報告にありました、策定される予定の国土強靱化地域計画には災害時の J R 乗客の安全確保はかかわってくる、対象となる可能性はありますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

本計画の内容の検討はまだこれからなのですけれども、国土強靱化の目的の中には大規模自然災害から人命を守るといふものがありまして、人命の中には交通機関の乗客も含まれるというふうに考えられますので、計画の対象にはなり得るといふふうに考えております。

○佐々木委員

少し離れる質問になりますけれども、この陳情にある、シェルターと呼ばれている屋根つきの避難路と、今回の代表質問、共産党の小貫議員の質問の中にあつた市道神威線というのが同じところを指すのかどうか、私は少しわからないし判断もできないのですが、それがもし同じだとしたら、市道神威線について、地域住民の津波避難路ということになっていたと思うのですけれども、これは変わらないということでもいいのですよね。

○（総務）災害対策室佐治主幹

市道神威線には民家も点在しておりますので、その人たちは必ず逃げるときにその避難路を使うこととなりますので、避難路ということで間違いございません。

○佐々木委員

その市道神威線について、これまで地域の住民から何か要望等がありましたでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

調べた範囲でございますけれども、これまでに特に要望等はございませんでした。

○佐々木委員

これらについて判断の材料にさせていただきたいと思います。

◎情報管理について

小樽市の情報管理についてお伺いをします。

神奈川県庁で大量の個人情報、行政文書が入ったハードディスクが流出、また、12 月 4 日に発生した日本電子計算の自治体向け住民サービスシステムの障害で、一時全データ喪失が危惧されました。これらにより地方自治体の情報管理について非常に大きな問題が提起されております。本市でもさまざまな情報の保存管理、デジタル化が進む中、同じような事態が起こる可能性がないかと少し心配になったものですから、本市のシステム、対応策等についてお聞きをしたいと思います。

まず、市として今回の神奈川県庁のデータ流出事例についての所感をお伺いします。

○（総務）情報システム課長

今回の件につきましてはあつてはならない事案だったと考えており、本市としましても改めて個人情報の取り扱いには細心の注意を払わなければならないと認識したものであります。

○佐々木委員

それでは、現在本市ではどのようなデータをどのような仕組みで保存をしているのか、少しわかりやすく簡単に説明していただければと思います。

○（総務）情報システム課長

まず、市民の方の住民票の情報、税情報、医療保険の情報などの個人情報につきましては、システムの契約業者が設置している市外のデータセンターのサーバー内に保存しております。これは防災上も、市役所が被災した場合であっても住民データを喪失するリスクを避けるため、このような仕組みを用いているものでございます。

サーバーの管理運用につきましてはシステムの契約業者が行っておりますが、サーバーがあるデータセンターの場所というのは、セキュリティー上公表しておりませんので御了承ください。また、このほか庁内業務で使用しているようなデータ、例えば個人のメールデータですとか個人が作成した文書などのデータは、主に庁内にあるサーバーに保存しており、管理運用は本市が行っているところでございます。

○佐々木委員

2種類あるということですね。神奈川県庁ではリースのサーバーだったのですが、今のお話だと本市のサーバーというのは買い取りかリースなのか、どうなのでしょう。

○（総務）情報システム課長

買い取りかリースかということですが、住民情報を扱っているシステム、先ほどの前半のシステムですけれども、こちらはサービス利用の契約ということになっておりまして、サーバー等の機器の所有権としましては契約業者のものとなっております。したがって、本市はサーバー機器を所有しない形になりますので、買い取りでもリースでもないということになります。

また、後半の庁内業務に使用するサーバーにつきましては主にリース契約となっておりますが、契約条項によりまして、リース期間が終了すると本市に無償譲渡されるということになっております。

○佐々木委員

その際データというのは、それぞれのところで暗号化されているのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

まず、住民情報を扱うシステムにつきましては暗号化はされておりましたが、データにアクセスするにはIDとパスワードが必要であり、仮にハードディスクドライブのみを入手しても、しかるべきシステムやID、パスワードを使わない限りデータの閲覧はできないようになってございます。

また、庁内業務のデータにつきましても暗号化はしておりますが、ハードディスクドライブ内のメールデータやワードやエクセルなどの保存データは、本市と同様のシステム環境を構築しないとハードディスクドライブ単体では閲覧ができないものとなっております。

○佐々木委員

大分しっかりしたシステムなのかと思って聞いていましたが、素人ですからね、わからないのですけれども。

ハードディスクの更新というのは過去に行われているのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

住民情報を扱うシステムについては平成 28 年度に更新を行っており、その際、旧システムのハードディスクは所有者である契約業者が磁気破壊という強い磁気を浴びせてデータを破壊するというような方法で行っておりまして、データ消去証明書を本市に提出させて確認を行っております。また、庁内業務で使用していたパソコンやサーバーを 26 年度に委託業務により廃棄しており、その際にはハードディスクドライブを物理的に破壊しております。委託業者には、破壊前と破壊後の写真を提出させ、物理破壊されたことを確認しております。

○佐々木委員

新聞で読んだものでは、神奈川県庁がやっていないことをきちんとやっているという印象を受けます。

今回、この件を受けて総務省からハードディスク処分について通知が出ているというふうにお聞きしましたが、どんな内容でしょうか。

○（総務）情報システム課長

総務省からの通知でございますが、令和元年 12 月 6 日付総務省自治行政局地域情報政策室長通知のことかと思っております。内容につきましては、情報システム機器を廃棄、リース返却等する場合には、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じるよう改めて周知があり、住民情報等の重要情報の場合は物理破壊又は磁気破壊により地方公共団体職員が実際の作業現場で措置完了まで立ち会いを行うなどの方法で確認を行うよう記載があったものでございます。

○佐々木委員

前段部分は、多分先ほどの説明では本市でもきちんとやっている。ただ、最後の立ち会いという部分、できるのかどうか。先ほど遠いところにあるような話を伺っていらしたので、そういうところが本当にできるのかどうかということですが、新聞報道などによりますと、総務省もそのところがきちんとできるかどうかというのは詰め切れていないのだというふうに認めているということもありました。

ですから、そういうところはしようがないのかと思いますが、ところで、今回の事例を教訓に、本市は今お聞きするときちんとしているというふうに聞こえましたけれども、情報保護のための仕組みを改めて見直す、そういう必要があるのかどうか。また、特に安全な消去の技術的要件を決めておくべきと有識者の方も指摘していますが、この辺のところで見直すべき点があるとしたらどうでしょうか。

○（総務）情報システム課長

本市では、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどにより情報保護に努めており、特に情報セキュリティポリシーでは、情報資産の廃棄、リース返却時の取り扱いとして、情報を復元できないように処置した上で廃棄するものと定めております。また、安全な消去の技術的要件につきましても既に定めておりますので、今のところ見直すことはありませんけれども、今後もこれらにのっとり確実な業務執行を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木委員

これからもよろしくお願いします。

ところで、教育委員会にお聞きしますが、小・中学校でデータとして管理されている児童・生徒の情報はどのようなものがあって、また、どのように管理運用されているのかもお聞きします。

○（教育）施設管理課長

小・中学校で管理されている主なデータ情報としましては、子供たちの名簿ですとか成績、また、健康管理などの情報がございまして、各学校での運用管理となっております。

○佐々木委員

各学校でということですね。機器更新、リース、買い取りにかかわらず、その際ハードディスクの取り扱いについての取り決めはありますか。

○（教育）施設管理課長

小・中学校のパソコンの更新の際のハードディスクの取り扱いについてですが、先ほど情報システム課長からもありましたけれども、市長部局と同様に全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じるものとしてございます。

○佐々木委員

ということは同じということですので、見直しとか何とかということは現在は考えていないという、同様のことでよろしいでしょうか。

○（教育）施設管理課長

先ほどあったとおり、情報を復元できないように処置した上で廃棄するということがありましたが、そういった

パソコンなどの機器を廃棄する際にはそうしておりますので、そういった手法で委託先が確実に業務を実施するというところで情報は守られるものと考えております。

○佐々木委員

これは言わずもがなのことですが、最後に、機器の更新の際にどうしても現場の教職員の方に負担がいくというようなことも過去に話を聞いたことがありますので、そのようなことにならないようにはお願いをしておきたいと思います。

◎小樽市教育推進計画（案）について

それでは、小樽市教育推進計画（案）について質問をさせていただきます。

2019 年度から 2028 年度までの今後 10 年間、本市の教育の推進の方向性を決める大事な計画だと思います。そこでお聞きしますけれども、まず質問の前提としてお聞きしたいことは、この策定スケジュールによると、きょうの委員会では計画案を報告となっていますけれども、この委員会で議論したことは計画へ反映していただけることもあると考えてよろしいでしょうか。

○（教育）教育総務課長

委員のおっしゃるとおり、本日委員の皆様からの御意見をいただきまして、反映可能な部分については計画に反映していきたいと考えております。

○佐々木委員

それでは、その前提に従ってお話をさせていただきます。

学校教育と社会教育を一本化した包括的な計画にするという話、小樽市議会第 1 回定例会の教育行政執行方針で教育長からも示されておりました。新教育推進計画は八つの目標と 32 の施策となっていますけれども、単純に現在の 23 の指針プラス社会教育分なのかどうなのかと。主な変更点、その理由について説明をお願いします。

○（教育）教育総務課長

今までの二つの計画につきましては、学校教育、社会教育、それぞれの視点で計画をつくっておりましたが、今回は教育行政執行方針で述べたとおり、学校教育や社会教育の分野を横断した取り組みが必要という観点、いわゆる学社融合という観点から全体的に見直して策定したところでございます。

○佐々木委員

計画の進行管理には毎年点検評価結果を広く市民に公表、次年度以降の取り組みに反映をさせるということです。余り記憶にないのですが、市民に広く公表というのは、毎年これを行ってきたものなののでしょうか。どのようにしてきましたか。

○（教育）教育総務課長

点検評価の結果というところですが、毎年、教育委員会の事務の点検及び評価報告書ということで、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとって報告書を作成し、毎年 9 月から 10 月に市のホームページに掲載するとともに、第 3 回定例会で議員の皆様にもお配りいたしまして、御意見をいただいているところでございます。

○佐々木委員

策定スケジュールでは、各小・中学校へ意見照会を実施したというふうに出ておりました。現場の教員方の意見・要望を反映させることはとても重要なことだと思いますけれども、教員方が上げた意見もこの計画に反映していただけるということでよろしいでしょうか。

○（教育）教育総務課長

本計画に対する学校としての意見を各小・中学校に照会して、現在集約したところでございまして、その内容について、反映できる部分については計画に反映させたいというふうを考えております。

○佐々木委員

ぜひ、そのところはよろしく願います。

次の部分は少し説明が長くなりますがお聞きいただきたいのですが、この教育推進計画は最上位計画である第7次小樽市総合計画の教育部門に関する個別計画に位置づけられているということで、これは当然そういう意味から言っても、市教委だけではなくて市全体でここに掲げた達成目標について目標数値の達成を目指す、責任を持つということになると思うのです。例えば20ページには、地産地消の給食メニューの品目数及び提供回数6品目・7回を令和10年度には8品目・10回にすると出ております。このためには、市教委だけが幾ら頑張ってもだめなわけで、産業港湾部農政課、それから水産課の支えがなければ、これは到達など無理だと思いますね。

それから14ページには、児童・生徒1人当たりの蔵書冊数を25冊から50冊にする。当然これも、そういう財政的な裏づけ等がなければならぬでしょう。それから、14ページと29ページの2カ所にわたって、学校司書を配置している学校の割合については16.7%を100%にする。これは1校について1人ずつ配置するという意味だと思います。これを見ますと、道とか市の財政的、それから政策的な支えがなければこれは達成困難だろうというふうにどう見ても思えるのですが、このように市教委単独や保護者、教員、子供たちの努力だけではやはり達成できないものが多いです。当然、ここに掲げられた達成目標をクリアするために、市には財政的・政策的な裏づけ、後押しをしっかりと要望していく、そして連携していく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

本計画を推進していくためには、委員のおっしゃるとおり、各種取り組みにおける市長部局との連携が必要になってまいりますし、それぞれの取り組みを実現するために予算等の必要がございますので、その必要性を市長部局に訴えながら、協力等をお願いしていきたいと考えております。

○佐々木委員

という思いを財政部や総務部の皆さんにもぜひ受けとめていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

各施策について、少し細かくなりますがお聞きをしたいとか、要望したいとか、中身に入らせていただきたいのですが、10ページの主な取り組みのところに主権者教育の推進とあります。それは、児童・生徒に自分が社会の一員であり主権者であるという自覚を持たせることとありますが、このところはキャリア教育について書かれている部分ですが、この主権者教育という中には働く側の権利とワークルールについて、労働保護立法と言うのでしょうか、そういう教育の観点というのは含まれているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

主権者教育の推進には、労働法や制度、いわゆるワークルールに関する教育は含まれております。具体的には、新しい学習指導要領の中学校社会科公民的分野、市場の働きと経済の学習において、違法な時間外労働や賃金の不払いなどが疑われる企業等との間でトラブルに見舞われないための予防とするための、また、トラブルに直面した場合に適切な行動がとれるようにするための労働保護立法などに触れ、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し表現できるようにすることが示されておりますので、これらを含め、児童・生徒の発達段階に応じた教育を推進してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

やはり、一時のブラック企業の話、若者の人権を踏みにじった上で、その上で利益を追求していくというようなことも問題になりました。やはり子供たちがみずからの権利をしっかりと守っていくという、そのための武器がやはりワークルールだというふうに押さえておりますので、その辺のところはしっかりとこの中に位置づけていただければと思います。

次の部分です。29ページの施策項目21、学校運営の改善、教員の多忙化解消策についての施策を上げています。部活動に係る負担の軽減策として、部活動指導員の配置を進めるとしてあります。今年度の配置でその有効性について

てどのように押さえているかお示してください。

○（教育）教育総務課長

部活動指導員を配置している学校からは、土日開催の大会の引率、それから部活動指導などに係る時間、これを指導員にしてもらうということで、教員の負担軽減につながっているなどの声が上がっております。

○佐々木委員

私も有効だという声を非常によく聞いております。ぜひこの達成目標の中にその配置率などを加えていただければと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

部活動指導員の配置率ということで、全中学校における配置する学校の割合になるかと思うのですが、その項目につきましては確かにこの推進計画案の中には含まれておりませんので、前向きに検討したいと考えております。

○佐々木委員

達成目標の中に、在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間が 1 カ月で 45 時間を超える教員の割合を目標ゼロ%にするということになっています。これは一見よさげに見えるのですが、間違うと、仕事をやめて早く帰宅すると、何も持って帰らずにとにかく行けと。先ほども情報管理の話をしましたけれども、早く帰って家で仕事をしたくても USB メモリに情報を入れて持って帰るのはだめでしょうし、聞くところによるとテストだとか通知表なども、それを持って帰っていいのかどうかというような話もあるとお聞きます。ただただ仕事を持ち帰っても、また仕事もできない、そういう状況になってしまうおそれがあるのです。管理職による、こういうことの機械的強制にならないような配慮というのもお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

委員が御指摘の件につきましては、教員の負担軽減を図るという部分で解消されるのではないかというふうに考えておまして、そのためには、本市で定めました小樽市立学校における働き方改革行動計画に基づくさまざまな取り組み、これを推進していきたいと考えております。

○佐々木委員

この件を言い出すと、結局は教員の多忙化解消、その他については教員の定数増しか根本的に解決する方法はないという話に行き着いてしまうのですけれども、この計画達成のためにも、道や関係機関へ、その部分についての働きかけをまたお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

教員の定数増の部分につきましては、児童・生徒に対してよりきめ細かな教育が可能となるように一層の定数の改善、それから加配措置の充実などを国に要望するよう、引き続き北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、道教委に対して要請していきたいと考えております。

○佐々木委員

ちなみに、もう少しつけ加えさせていただきますが、27 ページに教育用コンピューター 1 台当たりの児童・生徒数 9.0 人から 3.0 人へとありますけれども、政府は 12 月 13 日に閣議決定した 2019 年度補正予算案に 2,318 億円を計上、学校の ICT 化で 2023 年度までに小・中学校の全ての児童・生徒に 1 人 1 台パソコンやタブレットとか、端末を使える環境を整えるという方針が出たそうです。これは国の裏づけができたということで、3.0 人よりもっともといけるという話だと思うのですけれども、これについての扱いはどうしますか。

○（教育）施設管理課長

これまで小・中学校のパソコンやタブレットというのは、国の教育の ICT に向けた環境整備 5 年計画というものに基づいた地方財政措置を活用して、3 学級に 1 学級分の配備をするということになっております。今回、閣議決定をしたことによる届いたばかりの通知によりますと、1 人 1 台のパソコンやタブレット環境の補助を受ける

ための措置要件の一つの中に、先ほど申しました教育の I C T に向けた環境整備 5 年計画に基づいて地方財政措置を活用して 3 学級に 1 学級分のパソコン環境を満たすことが必要となりますので、今後、市長部局とも協議して条件を満たすようにいたしまして、整備を進めてまいりたいと考えております。

教育推進計画の教育用コンピューター 1 台当たりの人数については、目標年度において 3.0 人となっております。そこを 1.0 人に変更したいと考えております。

○佐々木委員

そういう状況、情勢によって内容についても変更していくという姿勢で臨んでいただけるのは非常によいことだと思います。

最後に、先ほどお聞きした中で小中一貫教育についてお話がありましたけれども、小中一貫教育についてはこの推進計画の中でも推進というふうに出ていると思いますが、少し私から 1 点だけ指摘をさせていただきたいのですが、先ほど 2 カ所で既に始めているという中で、中学校の教員が小学校へ行って授業する、両方ともそういうのをやっているというお話でしたが、小学校の教員が中学校へ行って授業を子供たちに対応しているという例はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

小学校の教員が中学校へ指導をしている例といたしましては、手宮中央小学校の教員と、それから北陵中学校の教員がチームティーチングで小学校で指導したり、中学校でチームティーチングで指導したりする例がございます。

○佐々木委員

最後になりますが、私の聞いているところでは、中学校の教員が小学校へ行って授業するという例はたくさんあるのだけれども、なかなか小学校から中学校へは行きづらい。結果として、中学校の教員は、その自分の空き時間を使ってそちらへ行って、授業がどんどん入ってくるということで、授業の準備の時間等がどんどんなくなっているということで非常に辛いなという、中学校の教員からの話を聞いたことがあります。その辺のところについてもきっと課題だと思いますので、そういうところもどうか解決の上、この後全市的にというお話でしたから、考えてやっていただければというふうに思いますので、そのことについて最後に御見解をいただいて終わりたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまの御質問でございますけれども、当然、学校規模ですとか距離、それから実施する教科等もございますので、それぞれ無理のない範囲でできるところから今進めているところがございますので、今後いろいろな事例を研究しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 57 分

再開 午後 4 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎陳情第 8 号 J R 小樽築港駅～銭函駅 11.9 km 区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について
まず、陳情第 8 号についてであります。

先ほど陳情者の方から趣旨説明が行われました。その中で、当面の方策として J R 朝里駅付近と張碓地区に津波・災害避難路及びシェルター、屋根つきの避難路の整備を陳情いたしますということが述べられておりました。それでは、現在の朝里駅周辺の徒歩での津波避難路はどのようになっているのかお伺いいたします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

朝里駅周辺の避難路ということですが、朝里駅から避難するとすれば、市道朝里本通線や市道柁里沢線が考えられ、その周辺ということであれば市道神威線や市道朝里本通線に接続する急傾斜地からの連絡通路などもあります。

○酒井委員

この朝里駅周辺に限ってお伺いしたいと思えますけれども、安全性は十分確保できているというふうと考えられているのかお伺いをいたします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

安全性が十分かということですが、災害対策として十分に安全であるということは、限りなくということとは、限りなくありませんので、市としては現状の避難路の中でどう避難させるかということを考えており、現在整備中の防災行政無線や広報車などで、より早く住民の方々に知らせることに努めるとともに、地域での避難訓練の実施などを通して市民の皆様に防災意識を高めるお手伝いなどもしております。

○酒井委員

どこまでも限りなくというのは、そのとおりのことかというふうに思うのですが、ただ一方で、陳情者が述べるような対策を講じることはできないのではないかというふうにも思っております。今回の陳情とは別話になりますけれども、朝里駅から小樽築港駅側は道路が通じていない状況にあります。そうした中でも結構な数の住戸が存在している状況があります。こういった地域において徒歩で避難するという場合、先ほど述べられた急傾斜地の通路もしくは市道等を使うしかないという状況になると思うのですが、こういった状況の認識についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

確かに、地域によっては避難路の少ないところもございます。繰り返しの答弁になるのですが、市としては少しでも早く津波の状況を知らせるということに努力をしているところでございます。防災行政無線の整備などにより、少しでも早く住民の方に伝えるという努力に努めているところでございます。

○酒井委員

防災無線、こうした整備というのは、やはり同時に必要だというふうに思います。

そこで、この地域の方ですけれども、以前のブラックアウトのときに踏切があかないことがありました。そういったことも含めて、やはり自家用車での避難よりも徒歩での避難ということ、やはりこれが重要だというふうに思いますが、徒歩での避難がやはり有効だというお考えでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

基本的には、避難時は徒歩で避難していただくようお願いしているところでありますが、御高齢の方であったり体が不自由な方など、事情がある方は車も利用してということがございますので、一概に徒歩でということではないと思っております。

○酒井委員

それでは、陳情者が示しているシェルターについて、シェルターがどのようなものかというのはなかなかわかりかねるものではあるのですが、この説明の中では屋根つきの避難路という書き方をしているのです。一般的なシェルターとは少し異なるのかというふうな理解もあります。このシェルターについて、北海道であります

とか、各市町村などが設置している例があります。一般的なシェルターというものと、その避難通路と言いかえたほうがいいかもしれません。そういったものを設置している例があります。今回の例とは別に、こうしたシェルターですとか屋根つき避難路、こうしたものを調査されたことなどはあるでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

一般に防災に関する雑誌等で、防災タワーとかこういうシェルターを、他都市の例は見たことはありますが、実際に詳しく調査したことはございません。

○酒井委員

ぜひ、今回の陳情も踏まえて、どのような対策が小樽市の防災対策にとって有効であるのか、改めて調査、調査と言っても他市の例などの調査をしていただければというふうに思います。

それでは、先ほど神威線の話がありました。神威線に屋根つきの避難路を設置するというのも当会派の代表質問の中でも示されたとおりであります。物理的に市道神威線を屋根つきにするということは可能かどうかについてお伺いいたします。

○（総務）災害対策室佐治主幹

代表質問での市長の答弁のとおり、現時点では避難路として整備することは難しいと考えております。

○酒井委員

私が聞いているのは、やらないというのは代表質問で答えられたとおりなのです。そうではなくて、物理的に屋根つきの市道とすることは可能ですかということをお伺いしています。

○（総務）災害対策室佐治主幹

失礼しました。物理的にということなのですけれども、道路の勾配や道路の幅等、実を言うと私は見ておりませんので、その点については答えられません。

○酒井委員

物理的には可能だというふうに思うのです。今も市道認定されている道路でありますから、どのような形になるかということも含めて、それはできる話だというふうに思います。

ただ一方で、市長は避難路としてこうした屋根つきにするということも含めて、可能性について、活用することについては難しいというような御答弁をされたというふうに思います。ただ、実際地域の方も市道として利用されている、整備された市道として利用されているという実態もあることから、災害の避難路という観点では無理かもしれないけれども、市道として屋根つきにするという整備については、また別の意味からは不可能ではないというふうに私自身は思っております。ぜひこうした可能性も含めて、他部局なども含めて検討していただければというふうに思っております。

◎学校給食について

次にお伺いをするのが、学校給食についてであります。

この学校給食について、先ほど報告があったとおり、既に決定されたという話でありました。しかし、私は進め方について大きく問題があるのではないかというふうに思っております。保護者等にはアンケートなどを行い、それから説明会も行っていったということですが、既に決まっているかのごとく説明していくというやり方、私はやはり問題があったのではないかというふうに思いますけれども、改めて教育委員会としての考え方をお伺いいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

今回の西陵中学校のセンター化の進め方についての御質問でございますけれども、西陵中学校の保護者の皆様にはセンター化に当たりましてのメリットのほか、デメリットにつきましてもお示しをした上で、意見、要望を提出して下さるようお願いいたしました。その際には、子供方ともよくお話をしてお伺いしていただけるようお願いいたします。

いしたところでございます。説明会につきましては、開催の御案内をしたところ、参加者はございませんでした。保護者の皆様には手順を踏んで私どもが今回の決定をしたもので、十分丁寧な説明をしたものと判断しております。

○酒井委員

そういったことを聞いているわけではないのです。既にこれでもう決められているのだというかのごとく誘導して説明していることが私は問題ではなかったのかと思っています。

先ほど、松岩委員の質問の中で、西陵中学校の調理室について基準上問題があるのだという話がありましたけれども、問題はないですね。

○（教育）学校給食センター所長

西陵中学校の調理室につきましては、確かに文部科学省の定めております学校給食衛生管理基準、こちらの基準を満たしていないけれども、運用の中で区画を、作業場所を定め、ドライ運用するということで対応しているところではございます。しかしながら、やはり学校給食衛生管理基準の中では、あくまでも区画ごとの部屋を設ける、そして交差汚染を防ぐ、ドライ運用ではなくドライシステムでの調理室を設ける、このような定めになっておりますので、規格は合致しておりますけれども、運用上大変苦慮しているところではございます。

○酒井委員

合致しているのです、していなかったら大問題なのですよ。前に、道内の他都市で食中毒にもなりましたよね。あのときはドライシステムだったのです。ドライシステムにもかかわらず事故が起きたのです。ドライ運用であっても、最大の問題はやはり老朽化ではなかったのかと思っています。そういうことであれば、一定程度のお金をかけてドライシステムに変えていくという、そういったやり方もあったのではないかと。それから、リスクヘッジという考え方からしても、1カ所の給食センターだけではなくて、もう1個あるということもあり得た話ではないかというふうに思っております。

そこで、アレルギー対応の話であります。今回のメリットの一つとして、卵アレルギーを持つ生徒への卵アレルギー対応食を提供することがこのメリットの一つとして進められております。それでは、それ以外のアレルギー対応は現在どのようになっているのかお示してください。

○（教育）学校給食センター副所長

アレルギー対応の状況についての御質問でございますけれども、まず、卵アレルギー対応食を提供している児童・生徒の数は現在 33 名で、各対象の学校の検食分を含めまして、最大約 50 食を調理しております。来年、新たに入学する新 1 年生につきましては、就学児健診の際にアレルギー対応の希望の調査をしておりますけれども、来年度も希望する子供がおりますので、卵アレルギー対応食の対象の児童・生徒の数もさらにふえる見込みでございます。

現在のアレルギー調理室は手狭になっておりまして、新たなアレルギー対応食を提供するとなりますと、新たな調理員の増員も必要となり、そのために作業動線が複雑になり、かえって事故の発生というものも懸念されますので、現状では新たな対応食の対応は難しいものと考えているところであります。

しかしながら、アレルギー対応を希望する児童・生徒の数というのは年々増加しております。新たなアレルギー対応食の提供は我々も課題であるというふうに認識しておりますので、現在の卵アレルギー対応食に加えまして、新たな対応をするための、例えば作業工程や作業動線の確保などについて、今後研究してまいりたいと考えております。

○酒井委員

後で聞こうと思った話のことをお答えになったのかと思うのですが、卵アレルギー以外のアレルギーの対応は現在どうなっているのかというお話を伺います。

○（教育）学校給食センター副所長

失礼いたしました。本市では現在卵アレルギー対応食のみを提供して、ほかの対応食については提供しておりま

せん。

○酒井委員

そうなのですね、アレルギーといっても卵だけではないのは十分御承知だというふうに思います。そばアレルギーだったり小麦だったり、場合によってはお米のアレルギーを持っている方もいらっしゃるというふうに伺いました。非常にそういった点では、対応していくとなるとなかなか難しいというのは十分承知している話であります。

そこで、先ほどアレルギー対応食、卵アレルギー、拡大するべきということは私は聞いていないのだけれども、そういったことも新たな課題だと認識されているということだと思います。

ここで伺いするのが、他の自治体での事例であります。アレルギーをお持ちの児童や生徒、それからそうではない児童や生徒、一緒に同じ献立で食べることができるアレルギーフリー食、これを実施している学校があります。アレルギー対応食で献立が違うということが多くて、差別感があるということ伺って、こうしたアレルギーフリー食というものはどなたでも食べることができると、アレルゲン除去したよということでもありますけれども、効果的という話もあります。これを月 1 回とは言わない、年 1 回でも結構なのですけれども、こうしたアレルギーフリー食をぜひ実施してみたいかと思っております。

先ほど、動線などが複雑になるということもありました。実施に向けては大変大きな課題もあるというふうに思うのです。ただ、小樽市の給食ではこうしたアレルギーフリー食を年に何回かやっていますとかということになれば、それだけでもアレルギーをお持ちの子供の保護者の皆さんにも安心なのではないかというふうに思うのです。

先ほど、課題であるというお話がありましたが、ぜひこのアレルギーフリー食について調査や研究などを行っていただければと思うのですけれども、その考えについてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

現在、給食センターではアレルギーをなるべく少なくする取り組みを行っております。例えばですけれども、ドレッシングには乳、卵、ピーナッツの入っていないもの、これを使用しております。また、マヨネーズにつきましては卵の入っていないものを使っており、アレルギーをお持ちの方でもみんなと同じものを食べられるようにという工夫をしているところでございます。また、加工食品につきましても、なるべく乳、卵、ナッツ類、そういったものが少ないものを選定するように努力をしているところでございます。

委員がおっしゃるアレルギーフリーの給食につきましては、恐らくアレルギーの表示対象品目である 27 品目の原材料を含まない給食だというふうに推察されますが、こうした先行している事例、そういったものを研究してまいりたいというふうには考えております。

○酒井委員

ぜひ研究してほしいと思うのです。こういった対応というのは、なかなか難しい話ではありますけれども、学校給食センターでやるということですから、そういったことを含めてさらに前に進めるというか、先進事例なども詳細を研究していただければというふうに思っております。

この給食についてなのですが、提供時間の問題があります。先ほど提供時間の温度の話も説明があったとおりなのでありますけれども、実際に学校給食が提供されるまでの時間、実際に食べるまでの時間というのは、12 時に近くない学校も結構あるというふうに聞いています。実際食べるのが一番遅い学校はどこで、何時から給食開始になっているのかお示してください。

○（教育）学校給食センター副所長

給食開始時間の遅い学校と時間ということでございますけれども、給食時間は準備時間もございまして、実際に喫食する時間、食べる時間で一番遅い学校といたしましては 3 校ございまして、北陵中学校、それから望洋台中学校、銭函中学校、この 3 校がおおむね 12 時 50 分ごろから食べ始めてございます。

○酒井委員

私も実際に給食の表を見て、12 時 50 分はやはり遅いのではないかというふうに思います。やはり一般的に言えば、お昼御飯は 12 時に食べるのが基本ではなかろうかというふうに思います。50 分ということですから、そういったことから考えても相当遅いのかというふうに思います。

ただ一方で、給食優先で、それだけを全て考えることは難しいものだというふうに思います。時間割りなどとの関係もありますけれども、こうした 12 時に少しでも近づけるといったような検討などをすることは可能かどうかについてお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

給食時間につきましては、各学校の登校時刻や朝の学習、あと、今委員がおっしゃりました授業時間や休み時間などを総合的に考慮して、各学校の校長の裁量により適切に定めていると認識しております。

○酒井委員

やはり校長の裁量というのもあると思うのです。以前に学校の登下校の時間についても質問をさせていただいたことがありました。今回は学校給食の時間のことでお伺いをしたのですが、やはり市教委として、こういったものが望ましいですとか、ある程度考え方を示す必要があるのではないかと。そうでないと、やはり授業優先だからという話になってしまって、やはり成長過程にある子供たちに少しでも早く御飯を食べさせてあげたいなど、私は親の気持ちから思うのです。

今の時点で学校の裁量を飛び越えて、教育委員会が 12 時から全部しなさいなんていうようなことはさすがにできない話なのです。ただ、考え方として 12 時に近づけるようなことができないかどうか、校長会なども通じて相談するということが可能ではないかと思うのですけれども、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

各学校におかれましては、通常 4 時間目が終了した後に給食というのは、これは全国平均で見てもそういうような流れになってございます。今、小樽の学校がいわゆる 3 時間目に終了して給食を食べるとなると、実は 12 時前に食べなければいけないという状況もございまして、各学校では日課表を作成する場合にいろいろな要素をかみ合わせながら作成しているものというふうに認識しております。

しかしながら、今 12 時 50 分と 13 時に近いという状況もございまして、まずは実際に現場の声を聞いてみて、その上で少し校長会とも協議してまいりたいというふうに思っております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎閉校施設の利活用について

次に、閉校施設の利活用についての質問であります。従前にも、この閉校施設の利活用についてサウンディング型市場調査を行っていただくということで出されておりました。しかしながら、思ったような効果が出ておりません。このまま同様の調査を行っていても、今回は参加者ゼロということで非常に残念とは思いますが、うまくいくとはなかなか思えないのです。こういった同様のサウンディング型市場調査というものを実施し続けていくおつもりなのかについてお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、今回のサウンディング型市場調査につきましては、地域の活性化につながるような民間事業者のアイデアやニーズ、こういったものを探るために行ったものですが、結果として参加する事業者がいなかったということは、ある意味ニーズが低いものということでも考えられますので、いつまでも続けるということではなくて、年度末までを一つの区切りとして、来年度からはこの結果を踏まえまして、これら 3 施設の跡利用の方針案の策定を目指したいというふうに考えております。

○酒井委員

年度末までという話であります。ところで、こうした閉校施設の跡利用、利活用などについてということを出されているのが、いつも申し上げているのは、市として活用するという案が本当になかったのかということなのです。これまでも学校再編に伴う跡利用検討委員会の中でも議論されてきた中身だというふうに思うのですけれども、市として活用するという案はどのように議論されてきたのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市で活用するということにつきましては、こちらの閉校施設の利活用につきましては、まずは公共施設での活用を検討してきているものなのですけれども、やはり実際に施設を活用するにも、あるいは建物を解体することに関しても相当な費用を要するということが考えられることから、公共施設の活用案には至らなかったという状況があります。

○酒井委員

費用の問題ですね、やはりそれが一番大きいのではないかなと。

ただ一方で、旧中学校についてでありますけれども、例えば地域の皆さんから、公園として活用してほしいとか、もしくはそれ以外のものに使いたいとかという、そういった要望があった場合に、市として検討する余地があるのかということなのです。ただ、市としては今お金がかかるから難しいという話だったのですけれども、仮に市民からそういった要望などが出された場合に検討する余地はあるかどうか伺います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

閉校施設の利活用のフローとしましては、市で方針案を固めた際には、いずれの場合であっても地域の皆様と意見交換をしていきたいということがございます。そういった中で、もし市の立てた方針案とは違うですとか、ぜひこういうふうな施設にしてほしいというような御意見とかがあれば、またそういったことも持ち帰って検討するというような場面は持ちたいというふうに考えております。

○酒井委員

本当に小樽市は閉校施設がどんどんふえていっています。ただ、その一方で活用がされていないで、それこそ板をつけられたままという状況に非常に心を痛めている市民の方もたくさんいらっしゃいます。もうそれぐらいであれば更地にしてくれたほうがよっぽどいいという方もいらっしゃるのです。ただ、現状進めているものではなかなか難しいのかなと。

ただ、年度末までは続けるという話でありますので、年度明けをめぐりに新たな活用案も含めて検討し直すということは、私は必要ではないかというふうに思っております。

◎少人数学級について

次に、少人数学級についてであります。

第3回定例会でも同様の質問をいたしました。そのときには道教委の動きについて注視していくという、報道で知っただけだという話だったと思うのですが、現在第4回定例会を迎えまして、こうした道教委の動きをどのように捉えているのか改めてお伺いをいたします。

○（教育）教育総務課長

第3回定例会で答弁いたしました以降の道教委からの情報については、依然として方向性、具体的なものにつきまして示されておりませんので、依然として注視している状況でございます。

○酒井委員

せっかく考え方を示されたわけですから、北海道も必ず実施してほしいというふうに思います。仮に道教委が、この報道では3年生、4年生と言われてはいますが、実施するとすれば市の教育委員会としては歓迎しているということで確認してよいかお伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

少人数学級の導入によって、児童・生徒に対して、よりきめ細かな教育が可能となるということから、委員のおっしゃるとおり、こちらとしては喜ばしいというか、歓迎するというふうに考えております。

○酒井委員

それでは、道が実施するかどうかというのはまずともかく置いておいて、市教委として少人数学級についての基本的な考え方というものを私が知る限りでは、学校適正配置等調査特別委員会のときの学校配置適正化基本計画の中でも一定程度少人数学級についての考え方を示されたと思うのですが、従前と同じなのか、それとも変わっているのかについてお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

少人数学級につきましては、適正化基本計画においては、適正化基本計画策定当時、市の小学校、中学校ですが、学級規模が大体 30 名程度であったということでありまして、そういった学級規模が望ましいということ、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の委員等からもいただきましたので、学校再編を行う際には、一定程度 1 学級 30 名程度の生徒になるように、そして望ましい学校規模になるようにということで、その地区その地区で学校数を割り返したものでございます。考え方については今も変わってはいないというところでございます。

○酒井委員

少人数学級ということで、これが行われて一番効果が高いと思われるところというのは、やはり人数が多いところだというふうに思うのです。1 学級 36 人以上ですとか 40 人くらい、こういったところが一番効果が高いところなのではないかというふうに思っております。

実際、1 学級当たりの人数が多い学校、それから学級数についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

委員がお尋ねの部分について、小学校のところで少し限定して答弁させていただきたいと思いますが、現在は小学校 1 年生、小学校 2 年生で少人数学級を導入しているところですので、小学校 3 年生から 6 年生の学級で令和元年 5 月 1 日現在の状況で、仮に 3 年生から 6 年生まで少人数学級が導入された場合に学級がふえる、そういうような学校ということで、その学年が多いところという御質問にお答えしますと、高島小学校と朝里小学校で、それぞれ導入することにより学級数がふえるのが 3 学年でございます。

○酒井委員

そうなのですね。本当に実際見ましても、非常に 40 人近いような学級などというのがあって、やはりこういったところというのは一番効果があるところではないかと思っています。

ところでこの少人数学級について、道がやるかどうかというのはまた別にしまして、道が仮にやらなかった場合においても市費で負担をして、少人数学級を実施することは可能かどうかについてお伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

予算特別委員会の高野委員の御質問にも答弁させていただいたのですが、学級数がふえることにより教員の定数も増加するというので、市が単独で実施するにはその人件費分を考えなければならないという状況でございます。そのような状況から、市独自で導入することは困難であるというふうに考えております。

○酒井委員

私がお伺いしたのは、市費で人件費分を負担して、独自加配をして少人数学級は可能ですかということをお伺いしたのです。導入に向けての考え方ではないのです。

○（教育）教育総務課長

失礼いたしました。できるかどうかということであれば可能で、他市でも導入している実績もございますので、可能かと思えます。

○酒井委員

そうです、可能なのです。実施している自治体もあります。

ただ、先ほど述べたように、少人数学級について道が仮に 3 年生、4 年生で実施するとすれば、5 年生、6 年生が最後に残ってしまう形になってしまう。それを考えても、先ほど市で独自に導入することについては考えていないというお話でありますけれども、市内全ての学校で少人数学級をいきなり行うというのは確かに難しいのかもしれない。経費なども含めて、大きくかかってしまうから大変だということもあるかもしれない。

ただ、先ほど述べたような 1 学級当たりの人数が多い学校、こういったところはモデルケース的に 1 校とか、もしくは 2 校で実施することは、私は不可能ではないというふうに思います。先ほど述べていた道教委の動きを注視すること、これにあわせて市独自の少人数学級について、他自治体の例などの調査や研究などを行っていただきたいと思うのですけれども、そうしたお考えについて伺います。

○（教育）教育総務課長

令和元年第 2 回定例会の本会議でも同様の御質問を受けて答弁した内容の繰り返しにはなってしまうのですが、教員のふえた 1 人当たりの人件費というのは、事業主負担分を含めると平均して約 800 万円かかるという状況がございます。それを継続していくと、当然毎年かかっていくというようなところもございまして、その財政面の部分から見て、こちらの市独自でというふうに導入していくのは難しいと考えておまして、やはり道教委の検討の部分の様子を見ながら、そこが実施されれば、その導入にあわせて制度にのっかっていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

◎学校配置適正化基本計画の見直しについて

最後に、学校適正配置の見直しについてであります。

従前から申し上げているとおり、時間をかけて行うべき問題で、拙速に決めるような話ではありません。今、公共施設の議論も始まっております。こういった課題などもあることから、事実上、来年度に見直し素案を示すということは、私は不可能になったのではないかと思いますけれども、お考えについて伺います。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

学校適正配置につきましては、現在、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を見直し、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を行っております。見直しに際しては、学校規模についての考え方の整理を初め、国の教育施策の動向や地域の防災、交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を考慮し、検討していくこととしております。

このため、本市の都市計画マスタープランなどを踏まえ、今後のまちづくりの考え方についても市長部局とも協議を行っていく必要があることから、現状ではいつまでに策定できるということをお示しできるところまでには至っていない状況となっております。

○酒井委員

この後聞こうと思ったことについては、今後の議会の中で聞こうと思っています。

最後に、この学校適正配置に絡んでトイレの問題です。小樽市総合教育会議の中でも、委員からトイレの改修について意見が出され、それについて市長も賛同するような話をしておりました。これまで適正配置で残る学校、それから大規模改修、こうしたものにあわせて 1 年間に 2 校程度実施されたというふうに思います。会議の流れからは、これまでの 1 校プラス 1 校の 2 校というものではなく、さらに加速していくというお考えではないかというふうに私は捉えたのですけれども、教育委員会としてはどのようにお考えになっているのか伺います。

○（教育）施設管理課長

児童・生徒にとって、また、学校におけるトイレ環境というのは大変重要なことと認識しております。具体的

な計画といたしましては、令和 2 年度中に策定予定であります学校施設の長寿命化計画と関連することがありますので、その中でトイレについても計画を策定いたしまして、市長部局と協議してまいりたいと考えてございます。

○酒井委員

やはりそういった意見が出されているということからも、これまでの延長線ではなくて、さらに加速させるということがやはりどうしても必要ではないかと。長寿命化計画の中でも、そういったものも含めて進めていくことが必要ではないかと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市地域防災計画について

それでは、9月の第3回定例会で北海道胆振東部地震による大規模停電後の本市における停電対策の取り組みについて、地域防災計画の災害応急対策計画、特に新設された停電対策計画などについてお尋ねしたわけですが、確認ができていない部分がありますので、再度伺います。

まず、停電対策計画の中で、事前対策として優先復旧すべき重要施設とあります。具体的に示していただきたい。優先順位のようなものがつけられるのであれば、それもお願ひしたい。また、その理由も説明してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

北海道電力株式会社が公表しております防災業務計画によりますと、重要施設とは病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設というふうにされておりますけれども、順位を含めて具体的に公表されているというものではございません。

それから、これらが重要施設とされている理由という部分でございますが、あくまでも北電が公表している内容ということで、私どもとしてその理由を明確にお示しすることはできないのですけれども、一般論としましては、今ほど申し上げた施設は災害時における役割がいずれも重要な施設というふうに一般的には考えられると思いますので、そういった理由から優先復旧すべき重要な施設ということで位置づけられているものと考えております。

○中村（岩雄）委員

同じような表現が応急対策として、例えば、小樽市から北海道電力に対する要請の中で重要施設の優先復旧という表現もあります。これは今の事前対策で示された重要施設ということで解釈してよろしいのかどうかということと、それから、さらに電源車配置等による重要施設の電源確保というところもあるのです。これも事前対策で示された重要施設のうち、復旧できていない施設の電源を電源車で確保するという意味で解釈してよろしいでしょうか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

応急対策の要請という部分の記述でございますが、市が北電に対し行う要請には、今委員がおっしゃいました優先復旧についての要請ということも当然含みますけれども、市民等への広報活動について要請していくと、そういったような部分の要請も含んでいるものと考えております。

また、電源車の配置は、これは復旧がおこなわれている重要施設に電源車等を配置するという認識でいいかというふうな御質問だったかと思っておりますけれども、これは委員の御指摘のとおりでございます。

○中村（岩雄）委員

重要施設というのは同じ扱いということでよろしいのですね、わかりました。

次に、災害ボランティア連携計画について伺います。

これもまた新設された部分なのですけれども、災害ボランティア活動の環境整備として、小樽市社会福祉協議会

が平常時から小樽市や北海道社会福祉協議会及び日本赤十字社などと、具体的にどのような連携体制をとっているのでしょうか、そしてとっていくのでしょうか、それを説明してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

小樽市社会福祉協議会と北海道社会福祉協議会の連携について、詳細は承知をしておりますけれども、平時から各種の福祉施策について、市町村社会福祉協議会と都道府県社会福祉協議会という関係にございますので、各種の福祉政策について連携しているものとは承知しております。特に災害ボランティア活動に関する連携という部分では、災害ボランティアの募集に関して情報発信をしていただくですとか、あるいは研修会等を実施していただくとか、あるいはマニュアル策定の支援というふうな部分で、北海道でそういった活動が行われているというふうに聞いております。

あと、日本赤十字社も含めた連携ということですが、本年 5 月と 11 月になりますけれども、市と小樽市社会福祉協議会と日本赤十字社と、それから小樽青年会議所との間でボランティア活動を含めた各機関の活動について、情報交換ということで場を設定しており、その中でいろいろな各機関同士の情報共有を図っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それから、資機材の確保というふうにあるのですが、これはどういうものをどれくらい確保していくのでしょうか。さらに、人材の育成とあります。これもどのようにされていくのか説明をお願いします。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

資機材、資金の確保という部分ですけれども、社会福祉協議会における災害対応資機材ということでは、レスキューキッチンという炊き出し用の機材を保有しているということです。その他の資機材については、保管場所の面から残念ながら確保が進んでいないというふうに伺っております。その資金の確保という部分は少しデリケートな部分かと思ひまして、社会福祉協議会には直接は確認しておりませんが、一般的に災害ボランティアセンターの立ち上げという部分では大きな費用が必要となるものなのですけれども、北海道共同募金会などの機関を通じまして、一定の資金は確保できるのかということで認識しているところでございます。

それから、人材育成の部分についてなのですが、小樽市社会福祉協議会が市内でボランティア講習会などを実際に行なうことで、その中からボランティア人材の発見、あるいは登録、そういったことに結びつけていく取り組みを行っているというふうに聞いています。

○中村（岩雄）委員

次に、災害ボランティアセンター、原部として災害ボランティア募集というのは具体的にどのように行うのか。それから、災害ボランティアセンターの運営、そして被災者ニーズへの対応とあります。これはどのように行うのか説明をお願いします。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

まず、ボランティアの募集はどう行われるのかという部分ですけれども、一般的な流れということで少しお示しさせていただきたいと思いますが、ホームページやソーシャルネットワークサービス、あるいはマスコミ等を通じまして、災害ボランティアを募集していますよという周知を行うことになります。それらの情報を見聞きした被災地域外の方が災害ボランティアとして被災地に来ていただくという流れが一般的かというふうに認識しております。本市の社会福祉協議会におきましても同様の形でボランティアの募集が行われるものと考えております。

次に、ボランティアセンターの運営及び被災者ニーズ、これはどういうふうに行われるのかという部分につきましても、一般的な災害ボランティアセンターの運営につきましては、設置準備というのがまず必要になります。場所、資機材、事務用品、人員、資金、こういったものの準備。それから、そういうものが整いまして、設置された後というのは、実際にボランティアに来られた方に対する受け付けや説明、あるいは被災者ニーズの把握

握や問い合わせといったところへの対応、報道機関への対応、そういった部分で非常に多岐にわたるものというふうに考えております。したがって、これらの業務を社会福祉協議会が単独で全て行っていくのは少し困難な部分もあるかということでございまして、昨年 11 月になりますけれども、本市と市の社会福祉協議会との間で災害時ボランティア活動に関する協力協定を締結しているところでございます。

また、被災者ニーズの把握方法につきましてですけれども、これも少し一般的な形ということでお答えさせていただきますが、ボランティアセンターが困ったことはないですかということで広報活動を行うと。それに対して被災者の方々から電話等でニーズが寄せられるという形態が一般的というふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

あと、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務と、今お答えいただいたのとダブってくるのかなとも思うのですけれども、その他に何かありましたらお聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

今ほど申し上げた業務のほかにとということでございますが、少し地味な業務と言ったらあれですけれども、例えば、災害ボランティアが 1 日の活動を終了して資機材を持ち帰ってきたときに、それを洗って片づけるといった部分、これもボランティアへの支援ということになりますでしょうし、あるいはボランティアの方と被災者の方のトラブルが発生した場合の対応、こういった部分も支援というふうなことで捉えることができるのかと考えております。

○中村（岩雄）委員

あと、災害ボランティアの応募ですとか登録の状況、これは現状どういうふうになっておりますか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

社会福祉協議会に現在のボランティアの応募、あるいは登録の状況ということで確認いたしましたところ、災害に特化したボランティアという部分での登録はないということでございました。

○中村（岩雄）委員

あと、災害ボランティアセンターが小樽市災害対策本部、特に福祉対策部の救護班との連携をするということになっていると思うのですけれども、これはどのようなことなのでしょう、お聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

ボランティアセンターと救護班との連携ということですが、今委員がおっしゃいました地域防災計画の福祉対策部救護班の業務の一つとして、避難行動要支援者対応ボランティアの受け入れ等の総合調整についてという項目がございますので、この部分を中心に災害ボランティアセンターとの連携、あるいは支援、こういうことを行っていくことになるかと考えております。

○中村（岩雄）委員

この件については、またこの後引き続きやっていきたいと思っております。

◎FMおたる難聴地域の解消について

第 2 回定例会でも触れたのですけれども、FMおたる難聴地域の解消についてで、現時点までの進捗状況、6 月に答えていただいた部分があります。その進捗状況についてお知らせいただきたい。また、今後のスケジュール、そしてこの時点での課題などがありましたらあわせてお知らせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

まず、FM難聴解消事業の現時点での進捗状況ということでございますけれども、机上のシミュレーション、あるいは手宮送信所からの電波伝搬調査、あるいは概略のシステム設計、こういった部分については既に終了しております。現在は詳細な設計のために実際に難聴地域内に中継アンテナを建てた場合の電波の伝わり方、こういっ

たものの調査を実施しているところでございます。

今後のスケジュールにつきましてですが、現在行っている電波伝搬調査の取りまとめですとか、詳細の取りまとめを行いながら詳細な設計を組んでいきまして、その中で工事費、あるいは維持管理費等についても積算を行う、それから実際に工事を行う上で必要となる図面などの資料の作成、こういった部分を進めてまいる予定というふうに考えております。

三つ目は、現状で課題があればということだったかと思っておりますけれども、本市の東部の銭函、桂岡地域の一部は難聴地域になっておりまして、ここに仮に中継アンテナを建てた場合、札幌市西区に FM 三角山放送局という放送局がございまして、こちらの放送と電波が干渉する可能性があるというふうに聞いています。このような影響が出ないように、少し注意を払いながらアンテナの位置、あるいは出力、こういったものを設計していかなければならないという部分で、これが今少し大きな課題かというふうに捉えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

6 月にお答えいただいたものと若干おくらしているような感じがいたしますけれども、引き続きしっかり進めていただきたいというふうに思います。

◎災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定について

次に、災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定を結んでいると思うのですが、その協定の内容について御説明をお願いいたします。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

株式会社トヨタレンタリース新札幌とのレンタル車両の協定ということですが、この協定の概要といたしましては、本市で大規模停電が発生した際に、トヨタレンタリースでレンタル車両ということで用意している電源自動車を本市が優先的に借り受けることができるという内容の協定となっております。

○中村（岩雄）委員

車両の台数ですとか、そういう具体的な数字を示していただくことはできないのですか、どうですか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

レンタカー会社というのは、その時期に応じて保有する車両の台数というのでしょうか、そういうものを調節しているというふうに伺っておりまして、何台を本市のために確実に確保しているとか、そういった部分についてはお答えできないかというふうに思います。

◎雪害対策計画について

それでは、雪害対策計画についてお聞きします。

12 月もきょうで 17 日ということで雪のシーズンですが、世界的な異常気象ということもあって、今後異常な降雪ですとか、それから吹きだまりなどによるいろいろな困難な状態、除雪組織の体制をしっかりとしたものにしていただいて、そういうものを乗り越えて、円滑な交通確保のために万全を期していただかなくてはならないというふうに思うのですが、通常の除雪体制で対応できない雪害が発生した場合、小樽市雪害対策実施要綱に基づいて、緊急雪害対策室を設置することになっていますが、この要綱について説明していただきたい。

その中で特に警戒時体制、それから緊急時体制というものがありますけれども、それに対する説明、特に緊急時体制については緊急雪害対策室の設置の構成員ですとか、その内容についてお知らせいただきたいと。特にきょうは総務常任委員会でするので総務部ですが、消防本部などの皆さんもいらっしゃいますので、そういった方々の役割もあろうかと思うのですが、その辺の御説明をお願いいたします。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

まず、雪害対策実施要綱の内容について説明をということだったかと思っておりますけれども、こちらは異常な降雪による交通途絶等の雪害に対処するために関係部局が行う業務や連携体制を定め、迅速かつ総合的な雪害対策を実施

することを目的としているものでございます。

次に、この中で警戒時体制、あるいは緊急時体制というものがある、それについての説明をということだったかと思いますが、警戒時体制につきましては、大雪警報等が発表された場合に情報共有ですとか、あるいは連絡体制の確認を行うとともに、今後の雪の降り方の把握に努めまして、状況に応じて緊急時体制に移行できる体制ということで設置するものでございます。

その緊急時体制というのがどういったものかという部分につきましては、実際に異常な降雪があつて、市民生活や社会経済活動に影響が及ぶおそれがあると市長が判断した場合に、この緊急雪害対策室を設置するものでありまして、除雪作業の円滑な実施を進めながら、要配慮者の安全確保や災害防止等の対策を実施するものでございます。

次に、この緊急雪害対策室の構成員ということでの御質問があつたかと思いますが、緊急雪害対策室は室長が副市長、副室長が総務部長と建設部長、室員ということで部長 3 名、次長職 3 名を充てているものでございます。

それから、この対策室における総務部、あるいは消防本部の業務を説明せよということだったかと思いますが、総務部につきましては、気象情報や雪害対策に関する各種情報の収集あるいは伝達。各部局からの報告事項及び処理状況の把握、取りまとめ。雪害関係機関との連絡調整及び情報交換。自衛隊の災害派遣依頼または通報。報道機関に対する定期的な雪害情報の発表。市民に対する除雪情報、交通情報及びごみ収集情報等生活関連情報の提供並びに協力依頼広報。それから、この対策室の総括及び連絡調整というふうな役割を担っております。

消防本部につきましては、被害状況把握のための市内パトロールの実施。住家の倒壊、雪崩、走行不能車等からの救助・救出。火災予防のための広報車によるパトロールの実施。こういった部分を担当業務として定めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

その対策室の説明の中で、除雪対策本部による除雪作業の円滑な実施を推進しながら、独居老人など要配慮者の安全確保、そして二次災害の防止など、雪害に関わる総合応急対策を実施するというふうにあります。この要配慮者、これは独居老人などのほかにどういう方々が想定されますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

雪害時における要配慮者ということですが、独居老人以外に、例えばですが障害ですとか要介護、こういったような理由によりまして自力で自宅の除雪作業が困難な方、こういった方々を要配慮者というふうにして想定しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それから、二次災害の防止等雪害に係る総合応急対策を実施するとあります。この辺を少し説明してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

二次災害等の防止に係る総合応急対策ということでございますが、異常降雪による雪害というのは交通障害ですとか雪の重みによる家屋の倒壊というのはもちろんですが、二次災害として雪おろし時に屋根からの転落ですとか、除雪で川や用水路に落ちてしまうですとか、あるいは落雪、雪崩に巻き込まれてしまう、電線への着氷雪によって停電、あるいは寒い時期ですので火災、あるいは排気口が雪で埋まることによる窒息死、こういったようなものが想定されます。

先ほど、総務部、消防本部の業務ということで答弁させていただきましたが、先ほど申し上げました災害対応ということで、道路除雪はもちろんですが、要配慮者の安否確認、あるいは除雪の支援、それから停電発生時の対応、そういった多方面にわたって対策を行っていく、これが緊急雪害対策室としての対応かというふうを考えております。

○中村（岩雄）委員

今、緊急雪害対策室の説明をしていただいたわけですが、さらに事態が悪化してというか、進んで、小樽市災害対策本部を設置しなければならないような状況になる可能性もあります。それはどのような状況になったときにそういうことを想定しておりますか。その辺を少し説明していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

雪害によって災害対策本部が置かれるときの状況ということですが、緊急雪害対策室という形での対策が困難な場合、災害対策本部を設置することとなりますけれども、判断基準として大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要する場合、あるいは市民生活に大きな支障を来すとともに人命にかかわる事態が発生し、その規模や範囲が特に対策を要するときというふうにしております。

○中村（岩雄）委員

少し微妙ですよ、判断をするタイミングなどは。状況に応じてということになると思うのですが、わかりました。

それから、そういった状況になったような過去の実例、この地域で、小樽市であればそれを報告してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

これまでに大雪によって災害対策本部が置かれたという事例はありませんけれども、平成 8 年 1 月に大雪があった際には、緊急雪害対策室が設置されているところであります。

○中村（岩雄）委員

雪害による災害対策本部の実例はないということですね。この後もそうあってほしいというふうに思います。

今後に向けて、異常気象が起こる可能性も高くなっているかというふうに思うのですが、それに対する備えを本当に、あらゆることを想定しながら準備をしなくてはいけないというふうに思うのです。その辺の心構えとどうか、その辺をお聞かせいただいて終わりたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

委員も先ほどおっしゃったように、近年、全国各地で異常気象なのか、自然災害が非常に相次いでいるということで、私どもといたしましては気象情報を小まめに収集していくと。あるいは関係機関との連携に努めるということと、あとは各種研修会、あるいは会議の場での防災に関する知識、あるいは情報、こういったものを的確に取得していき、公助の体制をよりしっかりとしたものにしていくと。その一方で、自助意識、あるいは共助意識、こういったものを市民の皆様に向上していただくために、防災知識の普及啓発、こういった部分をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 25 分

再開 午後 5 時 39 分

○委員長

休憩前引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○佐々木委員

陳情第 8 号について、討論をいたします。

災害時の J R 乗客の安全確保は確かに大変大事な観点です。まずは市だけでなく、J R 北海道、国、道がかかわることがわかりましたし、地域住民、関係団体との協議、意見交換や情報収集が必要です。また、策定予定の国土強靱化地域計画とかかわる可能性もあるとのこと。

よって、今回は継続審査とし、これらの動向を押さえた後に判断をしたいと思います。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第33号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号 J R 小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方については採択を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。

陳情者は、J R 朝里駅付近と張碓地区に避難路やシェルターを整備することを求めています。道内でも津波対策として整備している実態があります。安心できる対策として、現在ある歩行者用市道に屋根を設けるなど、市としてできることがあります。一定の課題はあるものの、趣旨は理解できるものです。

議案第33号です。

被爆国日本政府の姿勢は重大です。広島と長崎を先月訪れたローマ教皇が核廃絶への強いメッセージを発したことは、国際的にも大きく注目されました。ところが安倍政権は、アメリカの核の傘を理由に禁止条約を拒否し続けています。国連総会では、核保有国の意向に沿い、禁止条約批准を求める決議に反対した上、核兵器廃絶の主張を弱める決議案を提出し、非核保有国から批判されました。非核港湾への自治体独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第33号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。